付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 A 地域の技の国際化 (ローカルイノベーション)

(1)-(ア)-A-① 地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

●現在の課題

〇地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成に向けて、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々な地域の プレイヤーが連携していくことが必要である。

- 〇以下の活動を展開することにより、日本型のイノベーション・エコシステムを構築する。また、こうした取組を通じ、地域中核企業の グローバル・イノベーター企業への脱皮、グローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大を進める。
 - 1. 各府省庁連携の下、経験豊富な人材による企業の事業化戦略の支援や企業のニーズと大学・研究機関等とのマッチング機能の強化、大学・公的研究機関等による「橋渡し」の強化等を通じ、地域における新たな技術・サービスの開発強化を進め、地域経済を牽引することができるようなプロジェクトを組成する。
 - 2. 地域の大学・公的研究機関等が、特色ある研究資源をいかしつつ、事業化経験を持つ人材も活用しながら、大学等における産学連携機能の強化を通じて、地域の発展に寄与するシステムを構築する。また、地域の公設試験研究機関(以下「公設試」という。)等が調整役となり、地域が主体となった地域の中堅・中小企業の持つニーズに対し、地域の大学・公設試・高等専門学校等のニーズをマッチングさせた研究開発・新事業展開を支援する。
 - 3. ベンチャーキャピタルや技術マッチングサービス等を展開している民間事業者等との連携も視野に、地域発のベンチャー企業の育成等を通じて、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成を図る。あわせて、地域を先端的な科学技術の社会実装の場として活用することで、社会課題の解決に貢献するとともに、民間による新たなサービスの創出につなげる。また、標準化活用支援パートナー機関(地方公共団体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等)と標準化の専門機関である一般財団法人日本規格協会の連携による支援体制を充実させ、グローバル市場を見据えて地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援を展開する。
 - 4. 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援するとともに、関係機関等と連携し、航空機、新素材等成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。
 - 5. 多様な分野の研究者・技術者のニーズに対応するための高度利用支援体制の運営による研究施設等の共用を促進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)		
	○「橋渡し」促進のための大学や公	〇地域経済を牽引することができるようなプロジェクトの組成		
	的研究機関(産業技術総合研究	〇大学等における産学連携機能の強化を通じた、地域の発展に寄与するシステム		
	所、公設試等) 及び中堅・中小企	の構築		
	業間の連携・共同研究の実施	〇大学の産学官連携活動に関する取組の「見える化」を推進		
	○経験豊富な人材による大学等の	〇民間事業者等との連携も踏まえた、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成		
取組内容	研究成果と民間企業ニーズのマ	〇先端的な科学技術の社会実装の場としての地域の活用		
以他內台	ッチング・連携の支援	〇地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援		
	〇産学官が集積したイノベーショ	〇「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、事業化戦略の立案や販路開拓等		
	ン創出拠点の構築支援	を支援		
	○「グローバル・ネットワーク協議	〇地域の特色をいかした研究施設等における高度利用支援体制の運営及び当該施		
	会」を活用し、事業化戦略の立案	設等の共用を通じた地域内外からの多数の資源(人材、技術等)を取り込んだ研		
	や販路開拓等を支援	究開発の推進		
	〇地域中核企業候補等の先導的プロ	コジェクトを毎年 200 程度を目安に、5年間で約1,000 支援し、平均売上高 20 億円		
2020 年 KPI	(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指す			
(成果目標)	〇大学等における民間企業との共同	同研究実施件数(2013 年度 17,881 件)又は金額(2013 年 39,023 百万円)を5割増		
(成本日保)	(2015年 共同研究実施件数 2	20,821件、金額 46,719百万円)		
	〇産学官が集積したイノベーション	ン創出拠点において、同拠点が設定した具体の目標(参画企業数等)を達成		

(1)	地方に1.	ごとをつく	· L)	安心上。	て働け	るよう	にする
\ I /	コピノニー しっ	して オ ノヽ	. "	マインしょ	しょりしょ	$\omega + 1$	1 - 9 %)

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 A 地域の技の国際化 (ローカルイノベーション)

(1)-(ア)-A-② 潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

●現在の課題

〇地域の中核企業へと成長する余地のある、潜在的成長力を持った企業については、その掘り起こしや、育成に向けた技術面・資金面・ 人材面・マーケティング等で不足する部分への支援が不十分である。

●必要な対応

- 〇事業化戦略や販路開拓等の知見や人脈を有する支援人材を活用し、地域の中堅・中小企業の中から、優れた技術等を有し地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、グローバルな展開も視野に入れた地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、事業化のための研究開発の取組を支援する。また、関係機関等と連携し、航空機、新素材等成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。
- 〇その際、国と地方公共団体の役割分担を整理し、地方公共団体が地域の強みを把握・分析し、地域の支援機関等と積極的に連携することを促進して、地域の自立的な支援体制の構築を図る。
- 〇あわせて、商工会議所や商工会による積極的な経営支援、産業支援機関での専門支援人材による知見の提供、地域金融機関等によるコンサルティング機能の発揮、株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」という。)の産業調査力をいかしたバリューチェーンコア企業のサポート等を通じた総合的な支援体制を強化する。

	0017 午中十一	0010 F F N F (0010 F F + -)	
	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	〇地域中核企業候補を発掘する	〇地域中核企業候補を発掘するとともに、地域中核企業の更なる成長に向けた取組	
	とともに、地域中核企業の更な	を支援	
	る成長に向けた取組を支援	〇起業・創業支援等の取組支援体制の整備	
取組内容	〇政策金融・ODA を活用した中小	〇政策金融・ODA を活用した中小企業等の海外展開支援	
	企業等の海外展開支援		
	〇全国の大学と地域企業のマッ		
	チング・連携の支援などの取組		
2020 年 KPI	〇地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、5年間で約1,000 支援し、平均売上高 20 億円		
(成果目標)	(2011 年度) を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指す		

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 B 地域の魅力のブランド化 (ローカルブランディング)

(1)-(ア)-B-① ブランディング戦略の確立、DMOの育成・支援等

●現在の課題

- 〇単純に既存の地域産品の売上拡大を目指すだけでは、地域同士による、既存市場の奪い合いに陥る懸念がある。既存市場とは異なる新たな「ふるさと名品市場」の開拓と、同市場開拓の司令塔となる地域商社が必要となるが、その重要性に対する認識自体が、未だ十分に浸透していない。
- 〇新たな「ふるさと名品市場」開拓の必要性も含め、地域商社の必要性・成功事例やその取組のエッセンスの全国的な共有を進め、各地の地域商社機能と、全国規模の通販事業者、物流事業者、新聞・雑誌等の媒体など「ふるさと名品市場」の開拓を目指す様々な事業者との連携を進める必要がある。

- 〇既に地域に豊富に存在する、観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域産品や自然などの地域資源を活用した、域外からの「稼ぐカ」の強化を目指し、地域一体となったマーケティング、販路開拓を進めていくため以下の取組を進める。
 - 1. 観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進し、地域全体としてのブランディング戦略の確立を図るため、DMO(注)の形成・育成を加速する。また、DMOを担う人材を育てるための人材育成プログラムの開発・提供を行うとともに、観光地域のマネジメントやマーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の提供により、戦略的なマーケティングの導入促進、DMO 間の連携の促進や優良事例の横展開を行い、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを促進していく。その上で、訪日外国人旅行者を戦略的にターゲットとし、地域の創意工夫を活かした魅力的なコンテンツを提供できる体制を構築している、世界水準の DMO(先駆的インバウンド型 DMO)の形成を図っていく。
 - (注) Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランディング、ウェブ・SNS 等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。
 - 2. 地域商社協議会等を通じて見いだされた地域商社の先導的な取組を加速させるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)を通じたスタートアップ支援、商品開発等のプロデューサー派遣支援、さらには独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)による海外展開支援やクールジャパン施策との連携等による販路開拓・海外展開支援の他、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた人材支援、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)に基づいた設備導入支援など、創業段階から海外に進出する段階まで、ステージに応じた政策パッケージを構築し地域商社事業をワンストップで支援するとともに、地域の事業者をつなぐ要となっている金融機

関等を関与させることで効果的に施策を推進する。

- 3. 地域資源を活用した商材の磨き上げや海外販路開拓及び観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル・クールジャパンを推進する。
- 〇ローカル・クールジャパン推進のため、地域におけるクールジャパン資源を海外展開やインバウンドにつなげる地域プロデューサーの リスト化を進める。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	ODMO ネットの開発・提供	ODMO ネットの機能強化・普及促進
	〇海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提	○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供によ
	供等による DMO の人材育成支援	る DMO の人材育成支援
	〇「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による優	〇「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例
	良事例の横展開の促進	の横展開の促進
取組内容	○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係	○「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連
	省庁連携支援チーム」等による支援	携支援チーム」等による支援
	〇海外の有識者を招いた全国でのシンポジウム開催に	〇世界水準の DMO (先駆的インバウンド型 DMO) の形成促進
	よる地域の理解の促進	〇モデル的な地域商社の設立の加速
	〇ふるさと名物商品・旅行券事業等による地域産品等の	〇伝統的工芸品産業への支援、産地ブランド化の推進
	販路開拓支援	
	〇世界水準の DMO (先駆的インバウンド型 DMO) の形成数	数 100
2020 年 KPI	〇モデル的地域商社の設立数 100 (2017年 16)	
(成果目標)	〇伝統的工芸品の生産額、従業者数等の減少傾向を反転	まさせる (2011 年度から 2015 年度までの5年間平均 生産額
	0.8%減少、従業者数2%減少)	

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 C地域のしごとの高度化 (ローカルサービスの生産性向上)

(1)-(ア)-C-① サービス産業の生産性向上

●現在の課題

- 〇広義のサービス産業は GDP で約75% (358 兆円 (2013 年)) を占めるが、卸売・小売、医療・介護・保育、宿泊・飲食、運輸などのサービス産業は製造業と比較して労働生産性が低い。また、サービス産業は地域の人口規模・密度が生産性に及ぼす影響が大きいため、大都市と比較すると、地方のサービス産業における生産性は低い水準にある。さらに、地方においてはサービス産業の占める割合が高く、これにより地方における労働生産性が押し下げられているといった課題がある。
- 〇このため、既存のサービス産業の生産性の向上と、生産性の高い新たな産業・事業の立ち上げが不可欠である。

- 〇大都市圏と比べても相対的に低く、地域経済全体の生産性のボトルネックとなっている地域サービス産業の生産性を引き上げるため、 以下の取組を進める。
 - 1. 外部から地域のサービス産業への投資を積極的に呼び込むため、地域サービス企業間の連携を促し事業規模を集積させることで、 IT をはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。
 - 2. 業種ごとに先進的な事例を整理し、それを横展開していくための改善普及活動を推進する。
- 〇また、「スポーツ未来開拓プラン」を推進し、多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ整備等を進めるとともに、「サービス産業チャレンジプログラム」における各施策を地方において有効に展開するための体制整備を図るため、地域金融機関等と連携しつつ、地域のサービス産業プラットフォーム形成や地方公共団体によるサービス産業振興策パッケージへの支援に取り組むとともに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。
- 〇加えて、IoT の戦略的活用等を通じて、ローカル・サービスの生産性向上を推進する。具体的には
 - 1.2020 年までに、全国の約半数の地方公共団体が国と連携し、地元のサービス事業者にワンストップで対応できるようにするとともに、生産性向上に向けたノウハウを各地域に浸透させる体制を構築する。さらに中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)の認定計画に基づく優良事例の発掘・横展開、サービス経営人材の育成、「おもてなし規格認証」の全国約 30 万社による認証取得に向けた取組等を進める。
 - 2. 地域における IoT ビジネス創出のための取組を「地方版 IoT 推進ラボ」として選定し、新しい IoT ビジネスの創出を推進する。
- 3.中堅・中小製造業に対して IoT・ロボット等を活用して生産現場のカイゼンを支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の拡充。
- 4. 訪日外国人の属性情報等を事業者間で ID 連携/情報連携を可能にする「おもてなしプラットフォーム」や本人の関与に基づき個人に関わるデータの流通を活性化する仕組み(個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム)であるパーソナル・データ・ストア(PDS)の活用の検討等、IoT やクラウド等を活用した「おもてなし」を実現する共通基盤の社会実装を実現する。実証事業を進

めた上で、様々な地域に普及していくことで、様々な民間事業者への参加・連携を促し、訪日観光客に対して高品質・高効率なサービスの提供を可能とする。

〇その他サービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇日本経済再生本部による「サービス産	OIT をはじめとした戦略的・効率的な投資の普及
	業チャレンジプログラム」の決定	〇先進的な事例を横展開するための改善普及活動の推進
	〇「日本サービス大賞」の創設	〇地方において「サービス産業チャレンジプログラム」を有効に展開するた
	〇中小企業やロボット未活用領域におけ	めの体制整備
	るロボット導入実証	〇専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」の促進
	〇中小企業等経営強化法の施行	〇中小企業やロボット未活用領域におけるロボットの導入促進
	〇選定された「地方版 IoT 推進ラボ」に	〇中小企業等経営強化法の運用強化
	対し、IT技術、ビジネスに詳しい専門	〇「地方版 IoT 推進ラボ」選定地域の取組支援の一層の推進
取組内容	人材の派遣や、IoTを活用したビジネス	〇中堅・中小製造業に対して IoT・ロボット等を活用して生産現場のカイゼ
以他的	モデルの知見の共有化を図るための研	ンを支援する「スマートものづくり応援隊」の拠点の拡充
	修会等を実施	OloT やクラウド等を活用した「おもてなし」を実現する利便性の高いサー
	〇中堅・中小製造業に対してIoT・ロボッ	ビスを創出
	ト等を活用して生産現場のカイゼンを	〇その他サービス産業の生産性向上に向けた各施策の推進
	支援する「スマートものづくり応援隊」	
	の拠点の拡充	
	OloT やクラウド 等を活用した「おもて	
	なし」を実現する共通基盤のシステム	
	の構築や、必要なルールの策定	
	〇サービス産業の労働生産性の伸び率 0.8	8% (2011 年~2013 年平均) を約3倍 (2.0%) に拡大 (2015 年 1.3%)
2020 年 KPI	〇「医療機器開発支援ネットワーク」を通	通じた医療機器等の実用化に向けた、専門家による伴走コンサルティングの実
(成果目標)		る伴走コンサルティング支援実施件数: 471 件 (2017 年 11 月末時点))
()%本口(赤)		けるロボットの市場規模を 20 倍に拡大 (600 億円→1.2 兆円) (2015 年 1,239
	億円)	

(1)地方にしごとをつくり、	安心して働けるようにする
----------------	--------------

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-① ローカルベンチマーク等の整備

●現在の課題

〇地域企業による生産性・効率性の向上や「雇用の質」の確保・向上に向け、地域における金融機関や地域の支援機関による支援の高度 化が必要である。

●必要な対応

- 〇地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、地域企業の評価指標・手法の活用を進めることが重要。このため、地域企業の経営改善等に資する観点から、地域企業と金融機関や地域の支援機関が相互に対話を行っていくための企業の健康診断ツールとして、ローカルベンチマークの普及、活用を促していく必要がある。
- 〇2016 年 3 月にローカルベンチマークを公表し、同年 4 月に金融機関、支援機関や士業関係団体等をメンバーとする「ローカルベンチマーク活用戦略会議」を設置し、関係者による活用事例等の情報交換やツールの充実等に関する検討を行っている。
- 〇引き続き、地域中核・中小企業等支援施策におけるローカルベンチマーク活用を推進し、その普及を図ることで、地域の金融機関や支援機関が企業との対話を深め、成長資金の供給等の生産性向上につながる経営支援の実施を促していく。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	2017 平及まじ	2010 平及以降(2019 平及まで)
	○2016 年 3 月から本格運用を開始	〇地域中核・中小企業等支援施策でのローカルベンチマーク活
	〇有効事例の紹介や更なるデータ分析を通じたロー	用の推進
取組内容	カルベンチマークの更新・発展に向けたローカルベ	〇金融機関や支援機関からのフィードバック等を踏まえて、ロ
	ンチマーク活用戦略会議を開催	一カルベンチマークを更新・発展させるとともに、パンフレ
		ットなどの広報ツールを利用して、普及を促進する
2020 年 KPI	〇支援機関等におけるローカルベンチマークの活用割 	合を 30%とする(2016 年度 13.7%)
(成果目標)		

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-② リスク性資金の充実に向けた環境整備

●現在の課題

〇我が国、とりわけ地方においては、成長資金の供給が不足している。地方に新しい投資循環を形成し、ひとや資金がめぐり、生産性が高く活力に溢れた産業を取り戻すためには、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化までの息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実に向けた環境整備が重要である。

- ○金融機関、支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。
- 〇地域の中核企業を核とした戦略産業を育成するためには、地域金融機関等が設立する地域ファンドがその役割を十分に果たすことが重要であり、これを促進するため、DBJの特定投資業務、株式会社地域経済活性化支援機構(以下「REVIC」という。)(注 1)や中小機構による官民ファンド、さらには、地域金融機関やREVIC等が連携した地域活性化ファンドが地域企業に資本性資金を供給する取組を促す。加えて、証券会社やプライベートエクイティファンド等にそれぞれの機能をいかした取組を促す。
 - (注 1) REVICは、事業再生や地域経済活性化に係る事業活動に対する支援等に係る業務を行う。
- 〇創業、事業承継、企業再建等の局面にある中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調 達を円滑に図るため、株式会社日本政策金融公庫等による資本性ローンの活用を促す。
- 〇農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE(注2)及び A-FIVE から出資を受けたサブファンド)の運営の改善や地域金融機関等のコンサルティング機能等を活用しつつ、6次産業化の取組を拡大する。
 - (注 2) Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (株式会社農林漁業成長産業化支援機構)の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013 年に設立。
- 〇国内外の情報ネットワークを有する DBJ、株式会社商工組合中央金庫、金融機関等の知見を活用するとともに、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構(以下「CJ機構」という。)の活用を図る。
- ○中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、金融に関わるプレイヤー(メガバンク、地域金融機関、証券会社、プライベートエクイティファンド、政府系金融機関、商社を含む事業者、さらには株式会社日本取引所グループ等)が、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給の入口から出口まで機能できるパターンを数多くつくり上げるよう促す。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	OREVIC や中小機構によるファンドの設立と運用 〇株式会社商工組合中央金庫の「グローバルニッチ トップ支援貸付制度」、「地域中核企業支援貸付制 度」、「地域連携支援貸付制度」の運用 ODBJ の特定投資業務の運用 〇株式会社日本政策金融公庫等による資本性ロー ンの実施	○政府系金融機関の出融資機能・官民ファンド・地域ファンド等 既に整備されている枠組みの活用○証券会社やプライベートエクイティファンドの参画
2020 年 KPI (成果目標)	〇主要な施策についての金融機関等の関与、実施件 〇主要な施策についての地域企業、その他の関係者	

(1)地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(1)	地方にし	ごとをつく	' LJ	安心して	一働ける	よう	にする
----------------------------	-----	------	-------	------	------	------	----	-----

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-③ 創業支援・起業家教育

●現在の課題

〇地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済の活性化にもつながる若者、女性を中心とした創業の促進がまだまだ不十分であり、 リスク性資金の充実と併せ、官民一体となった創業支援や起業家教育及び新陳代謝の促進等が必要である。特に、事業の新陳代謝が少 ない地方においては、既存企業が事業承継を契機に新たな事業分野に挑戦する「第二創業」を含む、後継者による新たな取組の促進を 図ることも課題である。

- ○各地域の特性を踏まえながら、地域に根付いた事業の創業や後継者による新たな取組(第二創業等)を支援する。
- 〇産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、市区町村が作成する「創業支援事業計画」を国が認定することにより、地域に おける創業支援体制の整備を進める。
- 〇具体的には、ベンチャー企業や大企業等とのビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発支援、事業承継を契機として経営革新を行う後継者や既存企業の事業転換を行う第二創業者に対する支援、クラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等(ふるさと投資)のより一層の活用、地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)等を通じ、各種創業を支援する。
- ODBJ によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造について、地方への普及・展開を図る。
- 〇若年層向け起業家教育等に対する支援や、中小企業庁が主催する「アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン(EJC)」、株式会社日本政策金融公庫等が開催する「高校生ビジネスプラン・グランプリ」・出張授業等や DBJ が開催する「DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」等の実施により、国民の創業に対する理解と関心を深め、創業希望者を増やす。
- 〇創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図る。
- 〇あわせて、起業家やイノベーション企業等が新たな技術やビジネスモデルを用いたベンチャーを生み出し、それが優れた人材・技術・ 資金を呼び込み発展を続けるベンチャー・エコシステムの形成を目指す。具体的には、まずは「Startup JAPAN(仮称)」という統一の ブランドの下、成長が期待されるベンチャー候補である「特待生」に対する官民による集中的な支援、量産化試作を行う実験場等ベン チャーが集うネットワーク拠点の整備や、海外ベンチャーイベントへの出展支援等を通じて、グローバルに通じるベンチャーの創出を 支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)		
	〇ベンチャー企業と大手企業等のマッチングイベントを開催	〇支援策を本格稼働		
	〇中小企業庁が主催する「アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン	〇関係省庁等が引き続き創業支援・起業		
	(EJC)」を開催	家教育のための各種イベント等の取組		
	〇「ふるさと投資」連絡会議を開催し、情報共有や「ふるさと投資」の手	を進めるほか、特徴的な取組事例を共		
取組内容	引きの作成、普及等を推進	有する		
	〇株式会社日本政策金融公庫において、「第4回高校生ビジネスプラン・			
	グランプリ」を開催(応募校数・件数ともに過去最高を更新)			
	ODBJ において、女性起業家を対象とした「第6回 DBJ 女性新ビジネス			
	プランコンペティション」を開催			
	〇開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 1	0%台を目指す(2016年度 開業率 5.6%、		
2020 年 KPI	廃業率 3.5%)			
(成果目標)	※開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、長期的な目標とする			
(八大日保)	※補助指標として、「起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起	業者・起業予定者である」との回答を得た割合)		
	を今後 10 年間で倍増させる」を設定			

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-④ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

●現在の課題

- 〇2025 年までに 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人であり、うち約半数の 127 万人の後継者が未定である。これは日本企業全体の約3割に相当する。現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10 年間の累計で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われるおそれがある。このため、今後 10 年間程度を事業承継の集中実施期間として取組を強化する。
- 〇中小企業・小規模事業者における後継者問題については、事業引継ぎ支援センターを全国に設置することで、親族内承継から第三者への事業引継ぎまでの幅広い相談対応や、後継者不在に悩む事業者と事業を拡大したい企業等とのマッチング支援を実施している。
- 〇事業の収益力はあるものの、債務超過など財務上の問題を抱える一方、自らでは事業再生のための抜本的な対策や、必要な経営改善計画を策定することが困難な中小企業が多数存在する。他方、こうした事業者が地域の雇用と需要を担い、その生活基盤を支える役割を果たしていることから、こうした中小企業の事業再生・経営改善の取組を促進する必要がある。

- 〇事業引継ぎ支援センターが、後継者不在の事業者と創業希望者をマッチングする「後継者人材バンク事業」のノウハウを市町村に移し 従業員、施設、設備等経営資源の有効活用を図る取組を開始する。
- ○事業承継5ヶ年計画を通じて、事業承継に向けて集中的に取り組む。具体的には、都道府県が地域の支援機関をネットワーク化し、事業承継診断等を通じたプレ承継支援を行う。後継者不在の事業者に対しては、事業引継ぎ支援センターのマッチング支援等を強化するとともに、「プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携した経営人材マッチングをモデル事業として開始する。あわせて事業承継税制の抜本的な拡充等を通じ、シームレスな事業承継支援の実現を目指す。
- 〇地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A等を伴った事業承継への取組に向けて、金融機関とREVICが連携したファンドや中小機構のファンドの活用を促進する。
- 〇抜本的な事業再生が必要な中小企業・小規模事業者に対し、中小企業再生支援協議会が、債権放棄等の抜本再生を含む事業再生計画の 策定を支援する。
- 〇中小企業・小規模事業者の経営改善、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善を促進するため、中小企業等経営強化法(平成 11年 年法律第 18号)に基づく認定支援機関(税理士、弁護士、地域金融機関等)を活用した経営改善計画の策定支援及びフォローアップを行う。また、これらの中小企業による取組を、各地域の信用保証協会が側面から支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	 ○事業引継ぎ支援センターにおける相談・マッチング支援体制の強化 ○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を実施 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進 ○政府系金融機関による事業承継を円滑化するための投融資の実施、マッチングの支援等 	 ○事業引継ぎ支援センター等によるシームレスな事業引継ぎ支援の展開 ○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を促進 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進 ○政府系金融機関による事業承継を円滑化するための投融資やマッチング支援等の促進 ○後継者人材バンク事業の市町村展開
2020 年 KPI (成果目標)	○事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数: (2017年3月:430件) ○後継者人材バンク事業の市町村当たり2件の成約を	

(1) 地方にし	ごとをつくり	安心して働ける	ちょうにする
	, L L C J \ 7.	女りとし しほけしつ	ひみ ノータ か

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑤ 円滑な事業整理のための支援

●現在の課題

〇中小企業の円滑な事業整理の支援を行うことで、思い切った事業展開や、早期の事業再生や事業清算への着手を促すことが重要である。

●必要な対応

- 〇「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVIC の経営者保証付債権等の買取り・整理業務(特定支援)の活用促進、よろず 支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の 扱いの周知等を行う。
- 〇地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うため、地方公共団体による所要の条例整備等を促進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○「経営者保証ガイドライン」の活用の促進に向けた周知・ 普及事業及び金融機関における活用実績の公表等を実施 ○よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応 ○小規模企業共済制度による廃業準備貸付の着実な実施 ○REVICにおいて、特定支援案件事例集を公表 ○都道府県宛に所要の条例整備等を文書にて要請し、加え て、訪問時に個別要請を実施	〇引き続き、経営者保証ガイドラインの周知・普及、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施に取り組む む 〇引き続き、特定支援の積極的な活用を促す 〇所要の条例整備等の促進を継続する
2020 年 KPI (成果目標)	〇「よろず支援拠点」にあった相談に対し、解決策を実行し ことを目指す	た事業者のうち、成果があった事業者の割合が 65%になる

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

(1)-(ア)-D-⑥ 地域における対内直接投資の拡大

●現在の課題

- 〇日本の対内直接投資残高の対 GDP 比率は 5.2%(2016 年末) と、先進諸国平均の 37.9%と比較して極めて低く、198 か国中 190 位である。また、外資系企業本社の約7割が東京に偏在している。
- ○地方には大きな外資誘致ポテンシャルがあるが、地方における外資誘致の最大の課題は、①投資までには段階を踏む必要があり、時間がかかること(最初は人やモノの移動・交流から始まる)、②外国企業誘致のメリットの認識不足、③誘致ノウハウの欠如とされている。

●必要な対応

- 〇海外から地方への直接投資を喚起するため、各地域において問題意識を醸成するとともに、様々な角度から以下の支援を行う。
 - ・地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催・ミッション受入れ・外国企業招へい等への支援
 - ・地方公共団体の外国企業誘致能力の強化(先進事例の共有、「地域経済分析システム(RESAS)」等を活用した地域の魅力分析、職員 向けの外資誘致実務研修)
 - ・ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充
 - ・ ジェトロにおける外国企業誘致コーディネータ (広域地方ブロック圏内で活動する誘致専門人材)
 - ・「対日直接投資推進会議」を司令塔とした、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現への政府横断的な取組 等

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)		
	〇外資誘致実務の実践的な研修や外国企業誘致コーディネ	〇外国企業の招へい等海外地域とのビジネス交流につな		
15000000000000000000000000000000000000	一タの活用等を通じて、地方公共団体との協働による誘	がる実践的な取組への支援や外国企業誘致コーディ		
取組内容	致活動を強化する	一タの活用等を通じて、地方公共団体との協働による誘		
		致活動を強化する		
2020 年 KPI	〇対日直接投資残高を 2020 年までに 35 兆円とする (2016 年末 27.8 兆円)			
(成果目標)				

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
	E 地域全体のマネジメントカの向上

(1)-(ア)-E-① 地域企業・産業の成長戦略策定促進

●現在の課題

- 〇生産性向上には、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの「稼ぐ力」の向上を図っていくことが不可欠である。他方、思い切ったマーケティングや販路開拓に取り組もうとすれば、地域資源を均等かつ平等に取り扱うことが難しく、地域内部の利害関係を調整しきれないために、次の一歩を踏み出せないことも多い。
- 〇他方、地方創生の現場では、ややもすれば陥りがちな身内の対立解消も含め、プロジェクトの組成をリードできる優れたリーダーが不足している。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の 策定・実施体制を強化していくことが必要である。

●必要な対応

〇各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図るよう、人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等と連携しつつ、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容		○「プロフェッショナル人材戦略拠点」を事務局として協議会組織や 地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等との連携を進める
2020 年 KPI	〇各道府県での成長戦略策定等に係る協議会等網	組織の設立数
(成果目標)		

(1)地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	(1)	地方にし	ごとをつく	' LJ	安心して	一働ける	よう	にする
----------------------------	-----	------	-------	------	------	------	----	-----

(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 FICT等の利活用による地域の活性化

(1)-(ア)-F-① ICT の利活用による地域の活性化

●現在の課題

- 〇地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因となっている。
- ○農業、医療、教育、防災などの様々な分野で地域の活性化を阻害する諸課題が存在する。
- 〇防災、農業、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野において、地域発の IoT サービスの創出・展開が十分行われていない。
- ○地域 IoT データ等のその地域内での流通・活用が十分に行われていない。
- 〇地域における ICT への利活用について、「予算の制約」、「利用イメージ・効果が見えない」、「人材の不足」、「推進体制が確立できていない」といった課題があり、関心はあるが特段の取組を行っていない地方公共団体が多数存在している。

- ○地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域産業の活性化を図っていく上でICTは有効なツールである。
- 〇距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT、とりわけ生活に身近な分野の IoT の一層の利活用について、2020 年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、新たに策定する「地域 IoT 実装総合支援パッケージ」等により、教育・医療・働き方・防災・農林水産業・シェアリングエコノミーを含む官民協働サービスなど幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、居住地域に関係なく質の高い学習を享受できるよう、教育における ICT の活用を推進する。
- ○地域においても ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、ブロードバンドなど地域における通信・放送環境の整備を推進する。
- 〇地域 IoT データ等のその地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンター整備を推進する。
- 〇地方公共団体、大学、ユーザー企業等からなる地域の主体が、防災、農業、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野における IoT サービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資するリファレンス(参照)モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇イノベーションの核となる ICT をはじめとした科学技	〇イノベーションの核となる ICT をはじめとした科学技術
	術イノベーションをいかした、地域の課題解決に向けた	イノベーションをいかした、地域の課題解決に向けた取
	取組を支援	組支援の一層の推進
	○2020 年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域	○2020 年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT
	IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、ロードマップの	実装推進ロードマップ」に基づき、新たに策定する「地域
	実現に向けた推進方策を着実に実施するとともに、その	IoT 実装総合支援パッケージ」 等によりロードマップの実
	進捗状況のフォローアップを実施し、全国展開を推進	現に向けた推進方策を着実に実施するとともに、その進
	〇データ利活用型スマートシティの推進	捗状況のフォローアップを実施し、全国展開を推進
	〇地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開等	〇データ利活用型スマートシティの推進
	を支援	〇地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開等を
	〇医療、教育における ICT の活用を推進	支援
	OWi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイ	〇医療、教育における ICT の活用を推進
	ル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を	OWi-Fi、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイ
取組内容	推進	ル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推
双仙门台	〇地域のラジオにおける難聴解消・信頼性向上を促進	進
	〇地域のケーブルテレビネットワークにおける複線化、光	〇地域データセンターの整備を推進
	化の推進	〇地域のラジオにおける難聴解消・信頼性向上を促進
	〇G空間防災システムの普及展開や都道府県におけるL	〇地域のケーブルテレビネットワークにおける複線化、光
	アラートの導入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・	化の推進
	利活用の促進等に向けた取組を推進	〇G空間防災システムの普及展開や都道府県におけるLア
	〇人や仕事の地方への流れを促進し、地方でも都市部と同	ラートの導入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・利
	じように働ける環境を実現するふるさとテレワークを	活用の促進、地図化等による災害情報の視覚化・多様なメ
	推進	ディアとの連携実現等に向けた取組を推進
	OIoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の	〇ふるさとテレワークを引き続き推進
	解決に資するリファレンス(参照)モデルを構築すると	〇「まち」単位でのテレワーク導入を促進
	ともに、データ利活用の促進に必要なルールの明確化等	O IoT サービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解
	を行うための実証事業等を実施	決に資するリファレンス (参照) モデルを構築するととも
		に、データ利活用の促進に必要なルールの明確化等を行

	うための実証事業等を実施
	〇地域 IoT を導入した地方公共団体数: 2020 年度 800 団体(2017 年 3 月時点 128 団体)
2020 年 KPI	〇テレワーク導入企業数(2020 年目標): 2012 年度比3倍(2012 年度 11.5%)
(成果目標)	〇テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(2020年目標): 2016年度比倍増(2016年度 7.7%)
	O2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加 (2015 年度 288.5 億円)
	〇全都道府県にLアラートを導入(2017年11月時点45都道府県)

(1)	地方に1.	ごとをつく	· L)	安心上。	て働け	るよう	にする
\ I /	コピノニー しっ	して オ ノヽ	. "	マインしょ	しょりしょ	$\omega + 1$	1 - 9 %)

(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 FICT等の利活用による地域の活性化

(1)-(ア)-F-② 地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

●現在の課題

- 〇他の地方公共団体等の取組や国全体の方針をはじめとした有益となる各種情報の共有や円滑な意見交換を行うための仕組みがないため、地方公共団体や地域企業における IT 利活用が進みにくい。
- 〇地方公共団体等に変革意欲があっても、ITの導入・実行・継続といった各種段階における支援が薄い。
- 〇地方公共団体における行政手続のうち約3割が法令上オンライン利用不可となっているなど、変革意欲を有する地方公共団体等が IT の利活用により新たな取組を進めようとした場合に、分野横断的に IT 利活用を阻害する制度等が存在する。

- OIT の活用による地方創生に向けた行政、農業、観光など各種分野における取組事例やガイドライン等の共有基盤を整備し、地方公共団体等へ提供する。
- 〇変革意欲を有する地方公共団体等の支援や人材、産業、コミュニティ等の地元資源の活性化に向け、IT 化に係る相談・支援体制の整備や IT に習熟し熱意のある人材の派遣、起業促進に向けた資金供給の仕組みの整備を推進、テレワークの導入による地方の働き方改革の推進、地方の IT リテラシー向上に向けた環境の整備等に取り組む。
- 〇変革意欲を有する地方公共団体等が IT の利活用により新たな取組を進めようとした場合に、分野横断的に IT 利活用を阻害する制度等 について、各府省庁は毎年見直し計画を策定し、必要な措置を講じる。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇個人番号カードの普及・利活用の推進	〇個人番号カードの普及・利活用の推進
	〇地域における Wi-Fi の整備を推進	〇地域における Wi-Fi の整備を推進
	〇光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推進	〇光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を推
	〇「オープンデータ 2.0」に基づき国・地方公共団体におけ	進
	るオープンデータ化とその利活用を進めるなど、官民が保	〇「官民データ活用推進基本法」に基づき地域の経済活性
	有するデータの利活用を推進	化、課題解決等のため、国・地方公共団体におけるオー
取組内容	〇データ利活用型スマートシティの推進	プンデータ化とその利活用を進めるなど、官民が保有す
双心门台	〇人や仕事の地方への流れを促進し、地方でも都市部と同じ	るデータの利活用を推進
	ように働ける環境を実現するふるさとテレワークを推進	〇データ利活用型スマートシティの推進
	○個人の情報を預かり本人に代わって情報流通を担う情報	〇ふるさとテレワークを引き続き推進
	銀行の成立に向けた検討	〇「まち」単位でのテレワーク導入を促進
	〇地方のIT化を加速させるため、専門家等を派遣	○情報銀行の実証の推進
		〇ブロックチェーン技術の活用推進
		〇地方の IT 化を加速させるため、専門家等を派遣
2020 年 KPI	〇テレワーク導入企業数(2020年目標): 2012年度比3倍	(2012 年度 11.5%)
(成果目標)	〇テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合(20	020 年目標): 2016 年度比倍増(2016 年度 7.7%)

(1)	地方に1.	ごとをつく	· L)	安心上。	て働け	るよう	にする
\ I /	コピノニー しっ	して オ ノヽ	. "	マインしょ	しょりしょ	$\omega + 1$	1 - 9 %)

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-① 地域の総力を挙げた取組

●現在の課題

〇地方創生のためには、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を図ることが必要である。

- 〇「ローカル 10,000 プロジェクト」については、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立上げを支援する。
- ○「分散型エネルギーインフラプロジェクト」については、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。 また、関係省庁の連携を強化しつつ、マスタープランの事業性・モデル性の向上を図り、事業化を促進する。
- 〇シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体 による取組を支援する「シェアリングエコノミー活用推進事業」を推進する。
- 〇マイナンバーカードを活用し、公共施設等の様々な利用者カードを一枚にするとともに、各地方公共団体のボランティアポイントや健康ポイント等のクラウド化に併せ、クレジットカード等のポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげる「住民総活躍・地域の消費拡大サイクル」を全国的に確立する(マイキープラットフォーム構想の推進)。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)			
取組内容	□ ○ 「ローカル 10,000 プロジェクト」について、2016 年度までに 323 事業に交付決定済 ○ 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、2016年度までに 39 団体でマスタープラン (地域の特性をいかしたエネルギー事業導入計画)を策定 ○ 「マイキープラットフォーム構想」について、実証事業の環境設定を準備し、全国各地の地方公共団体の参加による実証事業を展開	○「ローカル 10,000 プロジェクト」について、更なる推進により、地域密着型企業を立上げ ○「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、マスタープランの策定を支援。関係省庁の連携を強化しつつ、マスタープランの事業性・モデル性の向上を図り、引き続き事業を推進 ○「シェアリングエコノミー活用推進事業」について、事業の推進を図る ○「マイキープラットフォーム構想」について、更な			
		る展開を図り、全国各地の地方公共団体に実証事業 への参加を働きかける			
2020 年 KPI	〇地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)の地元雇用創出効果:4.9 倍(7年)				
(成果目標)					

(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 G地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-② 「地域経済の見える化」の推進

●現在の課題

- 〇「地方版総合戦略」の実行及び地方創生の実現に向けては、データを用いた地域の分析に基づいた施策の検討・実施と PDCA に取り組むことが重要である。各地域における取組を促進するためには、地域経済の実態について分析するための各種データの提供や分析方法の周知等、地方創生を情報面から支援することにより「地域経済の見える化」を推進することが必要である。
- O2015 年 4 月より、地域経済に関する官民のビッグデータを「見える化」した「地域経済分析システム (RESAS)」を提供しており、その利用は着実に進展している一方、RESAS を含めデータを活用する取組の実施度合いについては地方公共団体間や地域間で差がみられる。
- 〇また、RESAS の利用が地方公共団体のみならず、地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民・NPO 等へと拡大しており、利用者からの要望も踏まえながらユーザーインターフェースの改善を含む利便性の向上等を図ることが必要となっている。

- 〇地域住民に加え、多様な関係者が、地域経済の実態を踏まえた上で地域経済の好循環を実現する必要性や、付加価値の向上を中心とした労働生産性を向上させることの重要性について共通認識に立つことが必要である。国は、これらの認識が醸成されるよう支援を継続し、地域が総力を結集して行う「地方版総合戦略」の推進・実践に向けて、地域住民等の更なる参画を促す。
- 〇その一環として、2017 年6月に利用可能なブラウザの追加対応を完了させ、10月には地図機能を改善するなど、利用者の利便性向上のための機能改修を実施したほか、RESASの活用を普及するための利活用事例の紹介や、地方公共団体と連携してのワークショップの開催、政策アイデアコンテストの実施等を通じ活用方法等の周知に努めた。引き続き、地方公共団体に加えて、民間企業や住民・NPO等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、RESAS に新たな機能を追加するとともに、利用者に応じた利便性の向上(ユーザーインターフェースの向上等)を図り、地方公共団体等に活用方法等を周知する。
- 〇引き続き RESAS を通じ各種データの提供を実施するとともに、RESAS の活用を普及するための利活用事例の紹介や、地方公共団体と連携してのワークショップの開催、政策アイデアコンテストの実施、RESAS の地域経済循環マップの活用を促すことを目的に地方公共団体職員を対象とする研究会の開催等を通じ一層の利用促進を図る。
- 〇また、RESAS の利用者の拡大に伴い対応が必要となっているユーザーインターフェースの改善等の利便性の向上等を実施する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容		〇地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関、 産業界、住民・NPO 等の利用者目線に基づく、 RESAS の継続的な改善を実施 ORESAS の普及促進の継続
2020 年 KPI (成果目標)	〇地方公共団体や地域金融機関、政府系金融機関、産業界、住民	・NPO 等からの要望・ニーズに基づき、RESAS を改良

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-③ 地域の未来につながる地域経済牽引事業の促進

●現在の課題

- 〇地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠く等、課題も存在する。この背景には、地域経済を支えてきた製造業では地域での新規立地の低迷、非製造業(卸・小売等)では大都市圏にビジネスと投資が集中したことが挙げられる。
- 〇成長ものづくり・観光など地域の特性をいかした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組が全国津々 浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、あらゆる政策資源を集中投入する。

●必要な対応

〇地域の未来につながる投資を促進し、地域経済の好循環を構築するため、地方公共団体とともに、予算(地方創生推進交付金の活用を含む。)、税制、金融、情報、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	 ○地域未来投資促進法の施行。 ○地域未来投資促進法に基づき、道府県と関係市町村から提出された基本計画を同意。 ○地域経済牽引事業の担い手候補となる地域の中核企業2,000 社程度の選定・公表。 	〇引き続き、地方公共団体とともに、予算(地方創生推進交付金の活用を含む。)、税制、金融、情報、規制緩和など様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す。
2020 年 KPI (成果目標)	· ((1) _(ア)_A の KPI を今む)	

(1)地方にしごとをつくり、	安心して働けるようにする
----------------	--------------

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-④ 近未来技術等の実装による新しい地方創生

●現在の課題

〇地域の革新的かつ先導性と横展開可能性の優れた施策について、地方創生の観点から、より一層の掘り起こしと重点的な支援が必要。

●必要な対応

〇地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案 募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興 交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
	〇革新的かつ先導性と横展開可能性の優れた施	〇革新的かつ先導性と横展開可能性の優れた施策について、掘り起
取組内容	策について、効率的に掘り起し、支援を行う仕	し、支援の着実な実施
以祖 内 谷	組みづくりの検討	〇関係省庁との連携の推進
2020 年 KPI	OKPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	
(成果目標)		

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

(1)-(ア)-G-⑤ 社会的事業を巡る環境整備

●現在の課題

〇地域においては、高齢者ケア、育児支援などの社会福祉サービス事業、中山間地域などのくらしを支える生活サービス事業、農産品・ 工芸品等を活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業などの社会的意義の高い事業シーズが多く 残されているが、その多くが収入のかなりの割合を補助金が占める状況に陥りやすく、その持続可能性について課題がある。

●必要な対応

○明確なビジネスモデルと堅実な事業ガバナンスによって民間の資金を呼びこめるような持続可能な社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーを広めることを通じ、上記の地域の多様な社会的課題を解決するための環境整備を目指す。そのため、民間からのアプローチ、行政からのアプローチ、裨益する関係者間自らで支え合うアプローチなど、様々な角度から、事業の社会性に対し、幅広く認知を得るための取組に着手する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○すでに成功経験のある事業者(組織「創り手」)地方へ派遣○社会的投資を呼び込めるような仕組み作りについて、様々な角度からの検証	〇地域の社会課題に取り組む民間の事業について、その事業の社会性への認知を高めるような、民間主導による柔軟な認定手法の確立に向けた、試行的な取組とその効果検証の実施 〇事業実施主体を極力早期に選定し効率的な事業執行を目指す手法や、SIB(Social Impact Bond)などの手法により、地方公共団体がソーシャルベンチャー等を効果的に活用して取り組む事業に対する地方創生推進交付金等による支援
2020 年 KPI (成果目標)	〇地域を支える多様な事業主体にふさわしい制度の確立又は検証	

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-① 地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

●現在の課題

- 〇地方においてもグローバル化は不可避のトレンドであり、地方の雇用創出に大きな役割を果たす中堅・中小企業が発展するために挑む べき方向と言える。
- 〇そのため、地方の中核となる中堅・中小企業がグローバル市場を目指した戦略を実現しやすい環境を整備すべく、包括的な支援パッケージを打ち出して周知を実施してきたところであり、関係府省庁と経済団体・金融機関・大学等が連携して一貫した支援を、引き続き 実施する必要がある。

●必要な対応

〇地方の雇用創出に重要な役割が期待される中堅・中小企業に対して、人材の確保・育成から、製品開発・生産、海外展開まで、府省庁 が連携して、一貫した政策パッケージを実施する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇「中堅・中小企業支援パッケージ」の見直し、周知及び実施	○「中堅・中小企業支援パッケージ」の必要に応じた
取組内容		見直し、周知及び実施
2020 年 KPI	年 KPI 〇中堅・中小企業支援パッケージに含まれる個々の施策の KPI 等に基づき、支援パッケージの見直しを行う	
(成果目標)		

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 H 総合的な支援体制の改善

(1)-(ア)-H-② 地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策の実施

●現在の課題

〇(1)-(ア)の重点施策を含めた関係施策を有効に実施し、地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた 取組、地域における金融機能の高度化を実現するためには、「一億総活躍社会」の実現の観点も踏まえつつ、地域企業・産業が自ら経営 改善の取組を加速し、金融機関が事業性評価に基づく融資・支援等によるサポートを行うことが重要である。この観点から、産業・金 融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める必要がある。

- 〇産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。また、地域金融機関と政府系金融機関との協働案件の発掘・組成によるノウハウシェアなどの連携を通じ、地域における金融機能の高度化を図る。
- 〇この際、企業の課題解決に向けた支援策については、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、 地方公共団体への更なる周知を図る。
- 〇具体的には、地域企業を応援するためのパッケージとなるような以下の施策を実施・拡充する。また、産業・金融両面からの政府の総合的支援について、取組の成果や地域企業、地方公共団体、地域金融機関、政府系金融機関等の利用者目線に基づく継続的な改善を行う。
 - 1. 埋もれている地域資源を活用した事業化・創業支援
 - ・地域資源の活用やブランド化等に資する事業に対するクラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等(ふるさと投資)について、地方公共団体・金融機関・支援団体等の連携に基づく情報提供や普及に係る適切な体制整備等
 - ・DBJ によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開
 - ・株式会社日本政策金融公庫などの創業者向け融資等の一層の活用や起業家教育の充実等
 - 2. サービス業をはじめとした生産性の向上・成長支援
 - ・金融仲介(企業の価値向上支援等)の発揮状況を表す客観的な指標群(KPI)を選定・公表し、金融機関の取組の「見える化」を 図る
 - ・金融機関による企業支援を促進するため、REVIC及び日本人材機構による人材・ノウハウ支援を強化、金融機関の業務範囲規制の 緩和を検討
 - ・将来にわたって健全性と金融仲介機能を両立させる金融機関の競争のあり方、金融機関の健全性に関する早期是正のメカニズム、 金融機能の維持や退出に関する現行の制度・監督の改善余地について検討

- ・「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進、経営(サポート)人材のマッチングを行う株式会社日本人材機構(REVIC の子会社)の活用促進
- ・地域企業における経営の革新等の支援のため、DBJの特定投資業務等の更なる活用の促進
- ・民間金融機関が資金供給しにくい分野に対する安心の下支えのための政府系金融機関の機能確保
- ・ローカルベンチマークの改善と産業・金融の支援策における活用促進を通じた地域企業の経営改善・ガバナンス強化の支援
- ・地域の中核企業を核とした戦略産業の育成に向けたリスク性資金の充実に向けた環境整備等
- 3. 再出発に向けた環境整備・事業承継支援等
 - ・事業引継ぎ支援センターの全国展開、金融機関や専門家、公的機関との連携強化
 - ・地域企業の経営改善、事業再生のための抜本的な対応、M&A等を伴った事業承継への取組に向けた、金融機関とREVICが連携したファンドや中小機構のファンドの活用促進
 - ・中小企業再生支援協議会による中小企業・小規模事業者の再生及び認定支援機関を活用した経営改善計画の策定等支援等
- 4. 円滑な事業整理のための支援等
 - 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進
 - ・REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務(特定支援)の活用促進
 - ・よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応
 - ・小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知
 - ・地方公共団体の損失補償付制度融資等における機動的な求償権放棄に向けた地方公共団体による所要の条例整備の促進等
- 〇以上の観点を踏まえ、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰 し公表する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇地域金融機関等による企業の事業性評価の浸透	〇産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制
	〇様々なライフステージにある企業の課題解決に向け	の利用者目線に基づく継続的な改善
历纪古宗	た自主的な取組の官民一体での支援	
取組内容	〇金融機関等による「地方版総合戦略」の策定への関与	
	や地方創生に向けた取組に関する特徴的な取組事例	
	をモニタリングする体制の整備	
2020 年 KPI	〇主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等(モニタリングの実施)	
(成果目標)	〇主要な施策についての地域企業、その他の関係者の認知度等	

(1)-(イ)-① DMO を核とする観光地域づくり・ブランディングの推進

●現在の課題

〇「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)等において、2020 年までに世界水準 DMO を 100 組織形成することを目指すとされたところである。日本版 DMO 候補法人の登録数は順調に増加しており、先進的な取組を進める DMO が現れ始めている一方で、観光地経営に係るノウハウや人材の不足などの課題が存在している。

- ○観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」を提供し、各地域の DMO の業務効率化を図るとともに、DMO 間の連携促進及び優良事例の横展開の促進を図る。また DMO のネットワーク化を進めるため、情報交換の場の提供を実施するとともに、マーケティング調査への協力や「稼ぐ」仕組みの提供など、DMO の活動をサポートし得る民間事業者等とのマッチング等を実施する。
- ○海外知見も取り入れた人材育成プログラムを開発・提供するほか、地方創生カレッジとも連携し、DMO を担う人材を育成する e-ラーニングを提供する。
- 〇地方創生推進交付金等による支援を行うほか、DBJ、REVIC や地域金融機関等が展開している観光活性化ファンド等による、DMO や地域商社と連携したプロジェクトに対する更なる投資を促進するとともに、DMO の安定的な財源の確保についても検討を深める。
- ODMO の基本的な考え方、官民の在り方や地域での導入プロセス等を多様な事例に即して分かりやすく整理した「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による地域での普及活動を継続的に実施していく。
- 〇関係府省庁が有する観光関連施策の連携等により、DMO の立ち上げから自律的な運営まで「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」により総合的に支援する。その際、自然豊かな国立公園等のブランド化や地域の文化財・スポーツコンテンツ・エンターテインメント等の活用など、地域の観光資源の魅力を高め、地方創生の礎とする各府省庁の施策との連携を推進する。
- 〇地方運輸局等とも連携し、日本版 DMO 登録制度の効果的な運用により、地域の取組の熟度を確認し、先導的な事例の全国展開を図るとともに、活動内容に不足のある地域に対しては必要な助言等を実施しステップアップを促す。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	ODMO ネットの開発・提供	ODMO ネットの機能強化・普及促進
	〇海外知見も取り入れた人材育成プログラムの	○海外知見も取り入れた人材育成プログラムの開発・提供等に
	開発・提供等による DMO の人材育成支援	よる DMO の人材育成支援
	〇観光活性化ファンド等による投資の促進	〇観光活性化ファンド等による投資の促進
取织力索	ODMO の安定的な財源の確保について検討	ODMO の安定的な財源の確保について検討
取組内容	〇「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等に	〇「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」等による優良事例
	よる優良事例の横展開の促進	の横展開の促進
	〇「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対す	〇「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連
	る関係省庁連携支援チーム」等による支援	携支援チーム」等による支援
		〇世界水準の DMO (先駆的インバウンド型 DMO) の形成促進
2020 年 KRI O訪日外国人旅行者数 4,000 万人(2016 年:2,404 万人)		04 万人)
2020 年 KPI	〇訪日外国人旅行消費額を8兆円に拡大(2016 年:3兆 7, 476 億円)	
(成果目標) 	〇世界水準の DMO (先駆的インバウンド型 DMO) の形成数 100	

(1)-(イ)-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

●現在の課題

- ○増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、地域の観光資源を総合的にプロデュースし、マーケティングを実施する体制の整備と、ジオパーク、森・里・川・海などの価値ある自然、プロスポーツを含む各種スポーツイベント、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け大々的に実施する文化プログラム、日本遺産などの文化資源や古民家等の歴史的資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくなるような地域資源をいかしたコンテンツの磨き上げが必要である。
- ○大学は豊富なスポーツ資源(学生アスリート、研究者、指導者等の人材や施設等)を有しており、これらを有効活用することにより、スポーツイベントの参加等を通じた地域コミュニティの活性化やスポーツ合宿等を活用したスポーツツーリズムの推進等に寄与する可能性がある一方、各大学において、全学的にスポーツ分野の取組を一体となって行う部局や人材を置いていない大学が多いことが課題。
- ○「明治日本の産業革命遺産」をはじめとする地域の産業遺産を観光資源として積極的に活用するため、情報拠点となるような機能を持った産業遺産に関する情報センターを整備する。情報センターには、産業遺産を活用した地域活性化に係る事例を横展開するための機能、各地域への周遊を促す機能、地域の人材育成のための機能等を持たせることで、地域間の連携体制の構築を図る。

- ○観光戦略と連携し、地域特有のストーリー性のある食を提供する。ハラル対応など訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境を整備する。
- ○受入地域のマネジメント強化を図る(農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理)。
- 〇地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションを推進する。
- 〇国主催の国際会議等の地方開催を推進する(日本学術会議が主催する国際会議の地方開催の際に、同会議が関係各省等と連携しつつ、 地域社会の学術の振興等の観点から企画・推進する「地方学術会議」の開催等)。
- 〇各地域の MICE 推進機能強化や MICE 推進関係府省連絡会議等を通じて、地域における MICE 誘致を促進する。
- 〇海外市場のニーズを熟知したプロデューサー人材派遣を通じた地域資源の発掘・磨き上げを行う。
- 〇周辺産業との連携を図りながら、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等を推進する。
- 〇これからの時代にふさわしい文化財保護制度を構築すべく制度の見直しを進め、地域の宝である文化財の適切な保存・活用に取り組むとともに、観光資源としての活用や地域活性化を図る。「日本遺産」の認定や「歴史文化基本構想」策定支援などを含む文化財の総合的な活用による観光振興を進めることにより、文化財単体ではなく地域の文化財を一体として整備を進め、2020年までに、文化財を中核とする観光拠点を 200 程度形成する。
- 〇日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた国際文化芸術発信拠点の形成や、文化財の分かりやすい解説・多言語化、地域 の美術館・博物館を中核とした文化クラスター(文化集積地区)の創出や国立文化施設の機能強化等により、インバウンド対応を加速

する。

- 〇地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の実施や劇場・音楽堂等の活性化に取り組むとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化プログラム(注1)を全国津々浦々で展開する。
 - (注 1)「オリンピック憲章」第5章第39条において、オリンピック競技大会組織委員会が、短くともオリンピック村の開村期間に計画しなければならないとされている複数の文化イベントのプログラムのこと。
- 〇地域が誇る文化資源の継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、文化財の保存のみならず活用を重視した「文化経済戦略」を 2017 年中に策定し、その内容を着実に実施する。
- 〇地域スポーツコミッション(注2)などの活動の一層の促進や、スタジアム・アリーナなどのスポーツ施設の魅力・収益性の向上に向けた指針の策定等を通じたスポーツに関する産業振興等を図る。
 - (注2) 地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業 (スポーツ産業、観光産業等)、スポーツ団体等が連携・協働 して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織。
- ○国内外からの交流人口を拡大させるだけでなく、スポーツ用品やファッション等の購入、旅先でのイベント参加・観戦など、様々な関連消費も期待できるが、まだ国民一般に認知・定着されたレジャースタイルとは言えないスポーツツーリズムを、様々な産業界の活動と連携・協働してその魅力を訴求することにより、国民全体の需要を喚起し、定着化を図る。
- O2016 年 10 月に開催した「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」や、オリンピック・パラリンピック教育の全国展開を通じて、オリンピック・パラリンピックムーブメントの波及に取り組む。
- 〇各大学における、全学的にスポーツ分野の取組を一体となって行う部局の設置、当該部局を担い大学スポーツの事業開拓とブランドカ 向上を推進する能力を有する「大学スポーツアドミニストレーター」の配置及び大学における先進的モデル事業の実施等を支援する。
- 〇ダムや橋梁、土木遺産などのインフラ施設を新たに観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。
- ○「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用し、地域の農林水産物や特産品の販売を促進する。
- O2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、「ホストタウン」を被災地を含む全国各地に広げる。
- 〇国内外の情報ネットワークを有する DBJ、株式会社商工組合中央金庫、金融機関等の知見を活用するとともに、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや CJ 機構の活用を図る。
- 〇ロケツーリズム・エコツーリズムといった特定のテーマで複数地域の観光振興を図る協議会に対して、ネットワーク化を促進し、情報 発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。
- 〇官民一体の「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティングを継続的に実施するほか、料理人等の人材の育成や地方への流動促進に取り組むとともに、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地方公共団体、DMO 等に対する本取組への周知徹底や意欲ある地域への支援を進めるほか、SNS 等オンライン・メディアも活用して海外へ強力に情報発信する。あわせて、地域の相談・要望を踏まえ、関連する規制・制度の改善を進める。

- 〇日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在(農泊)を含めた都市と農山漁村の交流活動を農山漁村にお ける所得・雇用の確保に結びつける。
- ○「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向けて官民検討会を実施し、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツの SNS も活用した情報発信強化のための検討を行う。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。
- 〇「明治日本の産業革命遺産」をはじめとする産業遺産に関する情報センターについての有識者による検討会を開催し、その機能や展示 内容について意見を伺い、整備に着手するにあたって方向性を検討する。
- 〇有識者による検討会と並行して関係府省による連絡会議を開催し、産業遺産に関する情報センターの方向性について政府として共有を 図る。
- 〇有識者による検討会及び関係府省による連絡会議を踏まえて産業遺産に関する情報センターを整備する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	○多様な地域の資源	〇観光戦略と連携した地域特有のストーリー性のある食の提供
	を活用したコンテ	〇受入地域のマネジメント強化(農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質
	ンツづくり	管理)
	〇施設整備に向けた	〇地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションの推進
	有識者による検討	〇国主催の国際会議等の地方開催の推進
	会の開催	〇各地域の MICE 推進機能強化や MICE 推進関係府省連絡会議等を通じた地域における MICE 誘
	〇有識者による検討	致の促進
	会と並行して関係	〇周辺産業と連携した、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等の推進
	府省による連絡会	O2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの全国展開
	議の開催	〇国際文化芸術発信拠点を形成する取組を推進
	〇「文化経済戦略」を	〇地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の実施や劇場・音楽堂等の活性化
	策定	〇文化財を活用した歴史体感プロジェクトの促進
	O各大学における、全	
取組内容	学的にスポーツ分	や文化財解説の多言語対応等の推進
3×111111	野の取組を一体と	〇地域の文化遺産を活用した特色ある取組の促進や、文化財の魅力を効果的に発信できる人
	なって行う部局の	材の育成
	設置、大学スポーツ	
	アドミニストレー	
	ターの配置及び大	
	学における先進的	
	モデル事業の実施	
	等を支援	〇「文化経済戦略」を着実に実施
		〇スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う地域
		の独自性の高いスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活
		動の一層の促進や、スタジアム・アリーナ等スポーツ施設の魅力・収益性の向上等を通じ
		たスポーツに関する産業振興等の推進
		〇スポーツツーリズムの需要喚起と新たなレジャースタイルとしての定着化を促進するため
		の関連企業・団体と連携したプロモーションの展開

	〇2016 年 10 月に開催した「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」をきっかけとし、オリ	
	ンピック・パラリンピックム―ブメントの波及に取り組む	
	〇各大学における、全学的にスポーツ分野の取組を一体となって行う部局の設置、大学スポ	
	ーツアドミニストレーターの配置及び大学における先進的モデル事業の実施等を支援	
	〇ダムや橋梁、土木遺産などのインフラ施設を新たに観光資源として活用し地域振興を図る	
	インフラツーリズムを推進	
	〇「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用した、地域の農林水産物や特産品	
	の販売促進	
	○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手・観客等が来	
	訪することを契機に、「ホストタウン」を被災地を含む全国各地に広げる	
	OREVIC と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや CJ 機構の活用	
	〇ロケツーリズム・エコツーリズムといった特定のテーマで複数地域の観光振興を図る協議	
	会に対して、ネットワーク化を促進し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を	
	支援	
	〇古民家等の歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりの推進	
	〇ナイトエンターテインメント等の新たな観光資源の開拓	
	〇施設整備に向けた有識者による検討会の開催	
	〇有識者による検討会と並行して関係府省による連絡会議の開催	
	○施設整備に着手	
	〇訪日外国人旅行者数 4,000 万人(2016 年: 2,404 万人)	
	○訪日外国人旅行消費額を8兆円に拡大(2016年:3兆7,476億円)	
	○2020 年までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加 (2015 年度 288. 5 億円)	
2020 年 KPI		
(成果目標)	○国内のスポーツツーリズムに係る消費額を 3,800 億円程度 (2014 年時: 1,973 億円の2倍程度) に増加 (2016 年	
()%不口(床/	約 2, 542 億円)	
	〇大学スポーツアドミニストレーターを配する大学数が、5年間で 100 大学となることを目指す	
	〇産業遺産に関する KPI については、今後の取組内容を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(1)-(イ)-③ 観光消費拡大等のための受入環境整備

●現在の課題

〇滞在中の消費喚起を促進し、訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくとともに、消費額の拡大を地方部へ も広げていくことが必要である。また、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備する必要がある。

- 〇地方におけるクレジットカード利用可能店舗の拡大や多言語対応の充実を図る。
- 〇海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の設置を促進する。
- 〇商店街や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ。全頭における臨時の免税店届出制度の活用を促進する。
- 〇関係者の連携による無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。
- ○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良を推進する。
- 〇公衆トイレの洋式化及び機能向上等を促進する。
- 〇各地方公共団体が設置する消費生活センター等において、外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に対応する体制を強化する。
- ○訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」を拡大する。
- ○海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用するための旅客航路の活性化やそのための環境整備を図る。
- 〇羽田空港の飛行経路見直しによる発着枠拡大等の首都圏空港の機能強化、地方空港の新規就航・増便に対する支援や受入環境整備等による国際航空路線の拡充、地方航空路線の活性化を図る。また、地方発着の訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、地方空港・港湾における CIQ (税関・出入国管理・検疫) 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、交通系 IC カードの導入等による二次交通の確保・利便性の向上を図り、必要な体制の整備を推進する。この際、航空・鉄道などの各交通モードの特性をいかして連携を強化する。
- 〇民泊については、国家戦略特区における、いわゆる「特区民泊」について、最低宿泊・利用日数の「6泊7日」から「2泊3日」への引き下げを実現しており、今後一層の普及促進を図っていく。加えて、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づき、民泊サービスの適正な運営を確保する。
- 〇通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第59号)に基づき、通訳案内士の質の維持・向上を図る。また、ランドオペレーターの登録制度の導入により業務の適正化を図るとともに、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇クレジットカード利用可能店舗の拡大・多言語対応の	〇クレジットカード利用可能店舗の拡大・多言語対応の
	充実	充実
	〇海外クレジットカード等で現金が引き出せる ATM の	〇海外発行クレジットカード等で現金が引き出せる ATM
	設置促進	の設置促進
	○免税販売手続におけるより一層の利便性向上、商店街	〇免税販売手続におけるより一層の利便性向上、商店街
	や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ	や物産センター等での免税手続カウンター、クルーズ
	^歳 埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進	² 埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進
	〇無料公衆無線 LAN 環境の整備促進	〇無料公衆無線 LAN 環境の整備促進
	○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備の整	○観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備の整
	備・改良	備・改良
	〇公衆トイレの洋式化及び機能向上等の促進	〇公衆トイレの洋式化及び機能向上等の促進
	○訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に	〇訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談に
T- 40	対応する体制の強化	対応する体制の強化
取組内容	│ ○訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供す	〇訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供す
	る「道の駅」の拡大	る「道の駅」の拡大
	〇海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用す	〇海上の景観等を楽しむ新たな観光資源として活用す
	るための旅客航路の活性化やその為の環境整備を図	るための旅客航路の活性化やその為の環境整備を図
	3	3 .
	○首都圏空港の機能強化、地方空港の新規就航・増便に	〇首都圏空港の機能強化、地方空港の新規就航・増便に
	対する支援や受入環境整備等による国際航空路線の	対する支援や受入環境整備等による国際航空路線の
	拡充、地方航空路線の活性化	拡充、地方航空路線の活性化
	〇地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船	〇地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船
	の受入環境の改善、必要な体制の整備推進	の受入環境の改善、必要な体制の整備推進
	〇交通系 IC カードの普及・利便性の拡大を図る	〇交通系 IC カードの普及・利便性の拡大を図る
	〇民泊サービスの適正な運営の確保 〇澤記室中士の筋の維持、ウトキ図ス	〇民泊サービスの適正な運営の確保
	〇通訳案内士の質の維持・向上を図る	〇通訳案内士の質の維持・向上を図る
	〇ランドオペレーターの業務の適正化を図る	〇ランドオペレーターの業務の適正化を図る

2020 年 KPI	〇訪日外国人旅行者数 4,000 万人(2016 年:2,404 万人)
(成果目標)	〇訪日外国人旅行消費額を8兆円に拡大(2016 年:3 兆 7, 476 億円)

(1)-(ウ)-① 需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築等

●現在の課題

- 〇農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この 20 年間で 16%減少し、農業従事者の平均年齢は 66 歳を超えるなど高齢化が深刻化している。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 〇今後は、農林水産物・食品の輸出促進など需要フロンティアの拡大や、マーケットインの発想による需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築等を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。

●必要な対応

〇「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 28 年 11 月 29 日改訂)等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

【需要フロンティアの拡大】

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)を着実に実行していく。特に、2017年4月1日に設置した「日本食品海外プロモーションセンター(略称:JF00D0)」によるプロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、在外公館やジャパン・ハウス等を日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用するとともに、国内外の人材の育成、疾病発生時でも畜産物輸出を継続できる体制構築等に取り組みつつ、日本国内外における日本食材の活用推進や観光戦略と連携したブランド価値のある食の情報発信、輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設等の整備、輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへの販売促進の強化等を実施。また、日本の「食文化・食産業」の海外展開を推進。
- ・日本発の国際的に通用する規格や認証の仕組みの構築に向けた取組、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化等を推進。

【バリューチェーンの構築】

- ・幅広く他業種の人材、資金、技術等を農林漁業に活用して、地域ぐるみの6次産業化を推進し、農林漁業者及び農山漁村の所得向上 を図るとともに、農商工連携等を活用することにより、農林水産物・食品のブランド化・高付加価値化を推進。
- ・酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなど酪農家の創意工夫に応える環境を整備。
- ・全国の多様な流通業者の取引条件等を見える化し、マッチングするシステム「agreach (アグリーチ)」の活用と農林漁業成長産業化ファンドや中小機構からの出資等、地域金融機関等のコンサルティング機能等の活用、ロボット技術や IT、AI 等の先端技術の導入を促進することにより、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化等の取組を拡大。

【その他】

- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造を確立。
- ・消費者の国産農林水産物・食品に対する理解をより一層深めることを通じ、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選 択に資するなど、消費者との連携を強化。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	○農林水産物・食品の輸出促	〇下記の目標に向けて、以下を着実に実施
	進など需要フロンティア	・輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設、海外の産直市場等の整備
	の拡大、6次産業化などバ	・主要品目ごとのオールジャパンの体制での輸出拡大の取組支援
	リューチェーンの構築等	・輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへのプロモーション強化
	を推進	・在外公館やジャパン・ハウス等を日本食・食文化の発信拠点として活用
取組内容		・海外市場への訴求力を向上させる知的財産制度や基準認証制度の整備、地理的表
		示保護制度の活用等によるブランド化の推進、6次産業化の推進など異業種との
		連携の推進
		【その他】
		消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度のより一層の向上など消費者との
		連携強化等
2020 年 KPI	○2020 年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加(2015年度5.5兆円)	
(成果目標)	○2019 年までに農林水産物・	食品の輸出額を1兆円に増加(2016年7,502億円)
l .	l	

(1)-(ウ)-② 農業生産現場の強化等

●現在の課題

- 〇農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この 20 年間で 16%減少し、農業従事者の平均年齢は 66 歳を超えるなど高齢化が深刻化している。また、農地面積が 50 年間で 25%減少している中で、農地の荒廃が進行するなど、農村の地域資源のさらなる活用が必要となっている。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 〇今後は、生産性の向上(生産コストの低減と付加価値の増大)を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。 同時に、これを後押しするために農林水産業・農山漁村の多面的機能を発揮させる取組を推進することが必要である。

●必要な対応

〇「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。

【農業生産現場の強化】

- ・経営感覚を持った担い手の育成・確保、農地中間管理機構や土地改良の一層の推進等を通じた農地集積、労働力不足を解消し、多様な人材の活躍を可能とするロボット技術や IT、AI を活用した戦略的な革新的技術の開発・活用等による農業の生産性の向上、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援、遊休農地の発生防止・解消等を推進。また、底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱を見直すとともに、相続未登記農地等の農業上の利用を促進するための法案を次期通常国会に提出する。
- ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(平成29年法律第48号)を活用し、優良農地を確保しつつ、農泊や企業のサテライトオフィス、ICT 関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」関連産業など、農村に賦存する多様な地域資源を活かした産業や立地ニーズのある産業の立地・導入を促進することとし、地方創生に資する取組に地方創生推進交付金等も活用することにより、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進。
- ・米政策改革(2018年産から行政による生産数量目標の配分を廃止する等)を推進。
- ・農政等についての正確かつ丁寧な説明や情報発信・収集等を通じ、農業生産現場と農政の結び付きを強化。

【農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮】

- ・農林漁業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を推進。
- ・捕獲事業の強化、捕獲従事者の育成・確保、捕獲鳥獣の食肉(ジビエ)等への利用等の取組を推進。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	〇生産性の向上など農業生	〇農業生産現場の強化、農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮に向けて、以下を着	
	産現場の強化等を推進	実に実施	
		・経営感覚を持った担い手の育成・確保	
		・農地中間管理機構や土地改良の一層の推進等を通じた農地集積	
		・ロボット技術やIT、AIを活用した戦略的な革新的技術の開発・活用	
		・農業 IT システムにおける用語の標準化、普及展開	
历纪中宏		・有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援	
取組内容		・「人・農地プラン」の策定、農地中間管理機構への貸付の誘導等による遊休農地の発	
		生防止・解消等を推進	
		・底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱の見直し、相続	
		未登記農地等の農業上の利用を促進するための法案の次期通常国会への提出	
		・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(平成 29 年法律第 48 号)の活用に	
		より、農村地域における雇用と所得の創出を推進	
		〇農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組、鳥獣害対策等の推進	
2020 年 KPI O2020 年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加(2015年度 5.5兆円)		化の市場規模を 10 兆円に増加 (2015 年度 5.5 兆円)	
2020 年 KPI (成果目標)	○2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加(2016年7,502億円)		
(以未日 <i>伝)</i> 			

(1)-(ウ)-③ 林業の成長産業化

●現在の課題

〇森林・林業政策については、森林吸収源対策として着実に森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用を図りつつ、新たな木材需要の創出や木材の安定供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することが必要である。

- 〇「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。
 - ・市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築。また、川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を提供する体制を実現。
 - ・新たなロードマップに沿ったCLT(注1)の早期普及に向け、CLTを用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及、実証的建築の積み重ねによる施工ノウハウの蓄積、国産材CLTの生産体制の構築などの総合的な取組を推進するとともに、木質耐火部材の開発・普及等により都市の木造・木質化を推進。
 - ・コスト抑制に配慮した木造建築事例等の周知、地域材利用促進、設計者等の担い手の育成や木質耐火部材等の開発・普及を図ること により、公共建築物等の木造化・内装木質化を促進。
 - ・住宅分野における地域材の利用の拡大や低層非住宅分野等の木造化・木質化を推進するとともに、非住宅分野での JAS 無垢材の利用 拡大。
 - ・森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコ システム」の構築等により、地域材の利用を促進。
 - ・産業界と連携した国産林業機械の開発や効率的・計画的な路網整備、ITの活用等を通じた森林施業の集約化により生産性を大幅に拡大。また、住宅メーカー等の需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林と国有林の連携による木材供給量の大規模化等により国産材の安定的・効率的な供給体制を構築。
 - ・自伐林家(注2)を含めた多様な担い手を育成・確保し、森林資源の循環利用を図るため、現場技能者や技術者の研修等に加え、林業を学ぶ高校生等に対する専門教育の充実等による林業関係への就職・進学の増加、女性が働きやすい環境整備、林業に関する知識・技術の向上に向けた取組等を推進。
 - ・国土保全、地球温暖化防止等のために、適切な森林の整備・保全等の取組を推進。
 - (注1) Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。
 - (注2) 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	OCLT の早期普及に向けた取組の推進など	〇下記の目標に向けて、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給
以祖内谷	新たな木材需要の創出等を推進	体制の構築、適切な森林整備等を着実に実施
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに国産材の供給量を 3, 200 万i ○2020 年に 10 万㎡/年(2024 年度までに 50	㎡に増加(2016 年 2,714 万㎡) 0 万㎡/年)の CLT 生産体制を構築(2017 年期首 6 万㎡/年)

(1)-(ウ)-④ 漁業の持続的発展

●現在の課題

〇水産業については、漁獲量の減少、国民の「魚離れ」の進行による消費量の減少、さらに、漁業就業者の減少や高船齢化の進行による 生産体制の脆弱化等も進行している。水産政策については、浜の活性化や資源管理に取り組みつつ、消費・輸出の拡大を図るなど、水 産業の成長産業化を実現することが必要である。

●必要な対応

- 〇「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく以下の施策・取組を着実に実施する。
- ・水産資源の維持・回復のため、高精度の資源調査・評価の実施、TAC(注1)の適切な設定と TAC 等数量管理対象魚種の追加の検討、IQ(注2)方式の試験実施とその効果の検証等を踏まえた同方式の段階的活用など、漁業資源管理の高度化を推進。
- ・漁業者がより一層の資源管理に取り組んだ場合の漁業経営への影響緩和を図るとともに、収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力のある漁業経営体の育成により安定的に水産物を供給し得る漁業構造を実現するための取組を推進。
- ・浜と食卓の結び付きを強化するため、日本全国のおいしい魚を認定・紹介する「プライドフィッシュ」の取組や官民協働で消費者ニーズの合った商品の提供を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクト等を展開し、水産物の消費拡大を推進。
- ・水産物輸出を促進するため、水産庁も認定主体となって水産加工施設の EU 向け HACCP 認定を加速化。
- ・浜と連携する企業とのマッチング活動の促進を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を実施。
- ・浜ごとの水産業の活性化を図るため、「浜の活力再生プラン」の作成・実現に加え、複数の浜が連携し、各浜の機能再編等を行う「広域浜プラン」の策定を支援するとともに、これまでのプランにおける取組の効果・成果を検証し、引き続きこれらの取組を推進。
- (注1) Total Allowable Catchの略。漁獲可能量。
- (注2) Individual Quotaの略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

		2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	取組内容	○漁業資源管理の高度化等を推進	〇下記の目標に向けて、漁業資源管理の高度化、国際競争力のある漁業経営体の 育成、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進、水産物の加工・流通・輸 出対策等を着実に実施
-	2020 年 KPI (成果目標)	O2020 年までに魚介類生産量(食用	引) を 372 万トンに向上 (2016 年 321.5 万トン)

(1)-(エ)-① 若者人材等の還流及び育成・定着支援

●現在の課題

- 〇今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成・定着を促進するとともに、地域が必要とする人材を 大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化に取り組むことによって、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- 〇その実現のためには、地域に安定した良質な雇用、魅力的な職場を積極的に創出していくことが必要である。
- 〇さらに、地方への新しいひとの流れをつくり、各分野の取組を推進する「地域の担い手」を確保・育成するため、移住に関心を持っていない潜在層を対象にした取組を行うことが必要である。

●必要な対応

- ○潜在層等の移住を促す取組として、国と地方が連携して、地方就職に向けた動機付けや、地方の中小企業等の魅力を発見する移住・就 労体験及びインターンシップの機会を提供する取組を引き続き実施する。
- 〇地域における安定した良質な雇用、魅力的な職場の創出に向け、各地域での魅力あるしごとづくりと既存の枠組みにとらわれない人材 育成や定着など地域の創意工夫をいかした取組等を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○中小企業に限定されていた一部の雇用関係助成金について、支給対象を中小企業以外にも拡大し、中堅企業も助成を受けられるよう措置○地域しごと支援センターの整備を支援○地方就職に関するセミナー・イベントの開催や情報提供等により、地方就職に向けた動機付けを図る取組を実施	
2020 年 KPI	2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇	雇用の創出を目指す
(成果目標)		

(1)-(エ)-② 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進

●現在の課題

- 〇生産性が向上せず、停滞する地域経済の活性化を図るためには、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていけるような、事業の革新に適した新たな経営ガバナンスと体制の確立と、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していくことが求められる。
- 〇こうした取組を効果的に促すには、地域企業の経営者に対して、実績・経験等に裏付けられた説得的な説明を行える外部人材がアプロ ーチしていく必要がある。

- ○各道府県に設置する「プロフェッショナル人材戦略拠点」は、
 - ・ターゲットとする地域の潜在的有望企業にアプローチし、早期にプロフェッショナル人材のニーズの明確化を図る。また、民間人材 ビジネス事業者等と同ニーズの共有を進め、協力して、プロフェッショナル人材の地方での採用を拡大する。
 - ・また、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との密接な連携を深め、発掘すべき潜在成長力ある企業の裾野の拡大を図るとともに、全国の潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し、多様な就業機会や地域の魅力、暮らしやしごとの環境など地域プロモーションを展開し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速を図る。
- 〇株式会社日本人材機構は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や金融機関等との連携を通じて、地域企業等に対し、経営診断やアドバイス等のコンサルティングを行いつつ、経営改善や生産性向上等に資する経営(サポート)人材を、必要とする地域企業等につなぐためのマッチング等を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	O2016 年 4 月までに 46 道府県にプロフ	〇「プロフェッショナル人材戦略拠点」による地域の潜在成長力ある企業の発
	ェッショナル人材戦略拠点を開設	掘、経営者との対話を通じた、プロフェッショナル人材の採用支援を促進
	〇「プロフェッショナル人材戦略拠点」	〇プロフェッショナル人材供給側となる都市部大企業等との連携を強化
取組内容	による地域の潜在成長力ある企業の	〇各種支援機関や関係省庁の施策などとの連携強化を図り、地域企業の事業承
以祖内谷	発掘、経営者との対話を通じ、プロフ	継にかかる人材ニーズの掘り起こしやマッチング支援、サービス産業を中心
	ェッショナル人材の採用支援	とした非製造業の生産性向上をけん引する経営人材・専門人材などの採用に
	〇株式会社日本人材機構の本格稼動	かかる支援を進める
		〇株式会社日本人材機構の活用促進
2020 年 KPI	〇「プロフェッショナル人材戦略拠点」	及び株式会社日本人材機構の相談件数5万件(2016年12,726件)
(成果目標)	〇「プロフェッショナル人材戦略拠点」	等の支援により人材を受け入れた中堅・中小企業の生産性向上・経営改善

(1)-(エ)-③ 人材還流政策間の連携強化

●現在の課題

〇地方への就職・移住を促す各府省庁が所管する人材還流施策は、各々の事業の特性をいかして展開しつつ、その制度間の連携に係る設計・運用は、利用者目線に立ち、極力、1か所で相談を受けたり、必要な情報を得たりできるよう、ワンストップ化されていることが必要である。

●必要な対応

〇各人材還流政策を所管する関係府省庁等が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を発揮する。また、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設置される「人材還流政策連絡会」を通じ、各々の事業窓口を真に利用者にとって分かりやすいものとしていく。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○人材還流政策を所管する関係府省庁で 「人材還流政策各省連絡会」を設置	〇人材還流施策の利便性向上を図ることができるよう、各都道府県にお ける「人材還流政策連絡会」等の整備状況を把握
2020 年 KPI (成果目標)		

(1)-(エ)-④ 新規就農・就業者への総合的支援

●現在の課題

- 〇我が国の農業従事者は、65歳以上が66%、40代以下が11%と著しくアンバランスな状況である。
- 〇林業従事者数は、「緑の雇用」事業による効果もあり、概ね5万人で推移し、下げ止まりの兆しがうかがえるものの、増加に転ずるまでには至っていない。このため、新規就業者の確保や効率的な林業を展開していくための現場技能者の育成が重要となっている。
- ○漁業就業者は年々減少しており、2016年で約16万人、うち65歳以上が37%を占めており、高齢化が進行している。

●必要な対応

- 〇農林水産業の成長産業化のための施策を推進する。((1) (ウ) 農林水産業の成長産業化を参照)
- 〇世代間バランスのとれた農業構造を構築し、持続可能な力強い農業の実現に向け、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するため、 農業法人への雇用就農者の確保や新規就農者の定着の推進、都道府県における農業経営塾の設置、農林水産高校における実践的な職業 教育の促進、農業大学校等の卒業生の就農促進、農業大学校の専門職大学・専門職短期大学化の推進、農業界と産業界が連携した研修 教育等の充実など、就業の準備や所得の確保、技術・経営力の習得等を支援する。
- 〇林業における新規就業者の確保や現場技能者の育成等を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。
- ○漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇農林水産業の成長産業化のための施策を推進 〇農林漁業への就業促進支援策を実施	〇下記の目標に向けて、農林水産業の成長産業化及び農林漁業へ の就業促進支援策を着実に実施
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加(2015年度5.5兆円) ○2019 年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加(2016年7,502億円) ○2020 年までに国産材の供給量を3,200万㎡に増加(2016年2,714万㎡) ○2020 年に10万㎡/年(2024年度までに50万㎡/年)のCLT生産体制を構築(2017年期首6万㎡/年) ○2020年までに魚介類生産量(食用)を372万トンに向上(2016年321.5万トン)	

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

(1)-(エ)-⑤ 女性、若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

●現在の課題

〇女性、若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、女性の就業促進、地域における若者向けの安定した雇用 の場の確保、高齢者、障害者の学びから就業・起業、地域活動等への参画の促進が必要である。

- 〇子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産し、仕事と育児を両立できるような職場環境の整備に取り組み、女性の活躍を推進 する。
- 〇青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。)の円滑な施行に取り組むとともに、「正社員転換・待遇改善実現プラン(5か年計画)」(2016 年 1 月策定)に基づく正社員転換・待遇改善に向けた取組を行う。
- 〇「生涯現役社会」の実現に向け、高齢者の就職支援の強化、地域における多様な就業機会の確保、シルバー人材センターの機能強化等 を行う。
- 〇ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援として、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」等により、精神障害者・発達障害者・難病患者への更なる雇用支援を拡充する。また、身近な地域での就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援、ジョブコーチによる職場定着支援等を推進する。
- 〇大都市圏の生活困窮者・生活保護受給者が地方において就労(中間的就労を含む。)や社会参加ができるよう、必要な支援を行う。
- ○学習活動を通じて、高齢者等を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
	〇女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援策の実施等	〇引き続き、仕事と育児を両立できるような職場環境の整備に取
	〇若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な	り組むことで、女性の活躍を推進
	若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現	〇引き続き、若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な
	プラン (5か年計画)」に基づく取組の推進	若者雇用対策の推進、「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基
取织内索	〇「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進	づく取組の推進
取組内容	〇障害特性に応じた就労支援の推進等	〇若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現
	〇高齢者等の地域活動参画につながる、学習活動に関	〇学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進及び多世代との共
	する各地域の取組を促進	助による地域づくりの取組に対しての支援策を検討・実施
		〇大都市圏の生活困窮者等が地方において就労や社会参加でき
		るよう、必要な支援を着実に実施
○2020 年までに 25~44 歳の女性就業率を 77%に高める (2016 年 72. 7%)		うる(2016 年 72.7%)
2020 年 KPI	O2020 年までに第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に高める (2015 年 53.1%)	
(成果目標)	○2020 年までに 20~34 歳の就業率を 79%に高める	(2016 年 77. 7%)
	○2020 年までに 60~64 歳の就業率を 67%に高める	(2016 年 63.6%)
	○2020 年までに障害者の実雇用率を 2.0%に高める	(2016年6月現在 1.92%)

(2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転

●現在の課題

- 〇政府関係機関(独立行政法人等の関連機関を含む。)の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした 政府関係機関の移転について、地方公共団体から要望がある。
- 〇東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかんでは向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果につき検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施することとし、2016年3月にまち・ひと・しごと創生本部において、政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。)を決定した。研究機関・研修機関等について23機関を対象に50件の全部又は一部移転に関する方針を、また、中央省庁については、文化庁の京都への全面的な移転などの方針を取りまとめた。
- 〇研究機関・研修機関等の移転については、地方拠点を核とした地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることや、その地域ならではの研修等を行うことで地方創生につながることが重要であり、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見据えた体制・内容の実現を図ることが課題である。
- 〇中央省庁の移転については、2016年9月にまち・ひと・しごと創生本部において決定された政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。)に基づき取組を進める必要がある。

- 〇研究機関・研修機関等の地方移転については、関係者間において検討を進め、それぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを作成し、2017年4月に公表した。この年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。
- 〇文化庁については、2017 年4月に京都に約40名体制で設置した「地域文化創生本部」において地域の文化資源を活用した観光振興等、新たな政策ニーズに対応した事業を地元の知見等を活かしながら移転の先行的取組として実施する。また、2017年7月に、文化庁移転協議会において、①本格移転後に京都に置く文化庁本庁の職員数は、全体の7割を前提に、地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むこと、②移転先を現京都府警察本部本館(府が改修を行った上で文化庁に貸付)とすること、③遅くとも2021年度中の本格移転を目指すこと等を内容とする「新・文化庁の体制整備と本格移転に向けて」を決定しており、これに基づき、本格移転に向けた具体的な取組を進める。さらに、2017年6月に改正・施行された新たな文化芸術基本法の文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策を総合的に推進するという趣旨を受け、関係省庁の協力を得て文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正法案を次期通常国会を目途に提出す

るなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。

- 〇消費者庁・(独) 国民生活センターについては、2017年7月に徳島県において54名体制(非常勤を含む)で開設した「消費者行政新未来創造オフィス」を拠点に、徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施するほか、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等を行う。また、オフィスの取組は、オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけられているところ、「地方移転にかかる今後の取組」に基づいて、2019年度を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。
- 〇総務省統計局については、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用 促進プロジェクトを実施するとともに、統計ミクロデータを利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施してきた。2018 年度には和歌山県に「統計データ利活用センター(仮称)」を置き、統計ミクロデータ提供等の業務を開始する。
- 〇特許庁については、2017年7月に大阪府に開設した「(独)工業所有権情報・研修館近畿統括本部」において、出張面接審査・テレビ 面接審査を含めた知財活動に関するワンストップ支援を行い、近畿地方に所在する中小・ベンチャー企業等の知的財産の保護・活用の 支援を進める。
- 〇このほか、中小企業庁、観光庁、気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に沿って、それぞれ、具体的な取組を進める。
- 〇これら研究機関等を含む政府関係機関の地方移転の取組については、地方創生推進交付金や地方大学の振興等他の施策との連携もあいまって、移転の取組が地域イノベーションの進展等につながるよう、有識者からの意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを行う。
- ○また、「移転基本方針」のIIの2に規定する「国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)」については、当該方針に沿って、引き続き検討等を進める。
- 〇地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省の業務の一部を執行することの可能性については、現場である地方で実施することが質の向上につながると考えられる業務等を各府省庁において検討し、2017年度に一部の府省庁において試行の検討、実施を進めている。この内、内閣府においては、2017年6月に青森県及び高知県で試行を行っており、この結果等を踏まえ、地方公共団体への地方創生の取組のアウトリーチ支援の観点から、サテライトオフィスの充実に取り組む。また、各省庁においては、2017年度までに行った検討の結果等を踏まえて、地方で実施する必要性や効果が高いと考えられる業務について、今後の取組を検討する。
- ○今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

	2017 年度まで	2018 年度以降
	2011 2010	(2019 年度まで)
	〇独立行政法人酒類総合研究所東京事務所の東広島市への移転を決定、実施	〇「移転基本方針」、「地方移
	〇有識者会議を設置し、その意見を聞きながら、検討を進め、2016年3月にまち・ひ	転にかかる今後の取組」
	と・しごと創生本部において「移転基本方針」を決定(研究機関・研修機関等 23 機	に基づき、取組を実施
	関、50件。中央省庁7局庁)	
	〇「移転基本方針」に基づき検討を進め、2016年9月にまち・ひと・しごと創生本部に	
取組内容	おいて、「地方移転にかかる今後の取組」を決定	
	〇研究機関・研修機関等について、5年から10年の年次プランを作成し、2017年4月	
	に公表	
	〇文化庁について、2017年4月に「地域文化創生本部」を京都に設置し、一部を先行的	
	に移転。2017年7月に「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」を決定	
	〇消費者庁について、2017年7月に「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に設置。	
2020 年 KPI	〇まち・ひと・しごと創生本部等における決定に基づき、適当と判断された機関の移転	
(成果目標)		

(2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

●現在の課題

- 〇地域での安定した良質な雇用の確保のための一つの重要な方策として、地方における企業拠点の強化・整備や就業機会の拡大が課題となっている。具体的には、企業拠点の都市部からの移転、企業の地方採用の拡大などの促進等が必要である。
- 〇また、将来にわたって生産人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、若者や女性が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることが重要となるが、働き方の改革が不十分であり、地域でも雇用の多様性は乏しい。

- 〇地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)を改正し、地方公共団体の行う企業等の地方拠点強化のための事業環境整備に係る事業を地域再生計画に新たに位置付けるとともに、都道府県知事の認定を受けて、事務所、研修所等の本社機能の移転、新増設を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を 2015 年 8 月に開始し、2016 年度からは雇用促進税制と所得拡大税制の併用を可能とする拡充を行った。さらに、2017 年度からはオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充を行った。
- 〇これまで 44 道府県、51 の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めている。
- 〇引き続き、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と 協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行う。
- 〇さらに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する支援措置について、2018 年度からは、制度全体について、従業員増加数などの雇用要件の緩和や、東京 23 区から地方へ本社機能を移転する場合については、支援対象地域の見直し等を行うことにより、企業の地方拠点強化を一層推進する。
- 〇加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○企業等の取組を促進するために必要な措置 (地域再生法の改正、税制措置等)を講じた ○必要な制度整備等を実施 ○本社機能の移転、新増設を行う事業者に対す る税制上の支援措置の目的・内容について広 く周知 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地限 定正社員制度を導入する企業等に対する助成 を実施 ○多様な正社員の普及・拡大のための好事例収 集や周知・啓発の実施	○本社機能の移転、新増設を行う事業者に対する税制上の支援措置の目的・内容について更に広く周知○支援措置の拡充を踏まえた対応を地方公共団体へ要請○企業等の取組を促進するために必要な措置の拡充○引き続き、多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現
2020 年 KPI (成果目標)	○本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を 2020 年までの 5 年間で 4 万人増加 ○雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加 ○2020 年までに若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合について、全 ての世代と同水準を目指す(2016 年は、15~34 歳の割合 94.3%、全ての世代の割合 94.5%)	

(2)-(ウ)-① 地方創生に資する大学改革

●現在の課題

- 〇地方における多くの若者が大学等の進学時と就職時に東京圏へ流出している。その要因としては、地方に魅力ある雇用が少ないことの ほか、地方の地域ニーズに対応した高等教育機関が十分とはいえないことが指摘されている。
- 〇東京圏への転入超過数の約12万人(2016年)のうち、大学進学時の転入超過は約7万人程度と多くの割合を占めている。

- ○国の基本方針を踏まえ、首長のリーダーシップの下で、組織レベルでの持続可能な産官学連携の推進体制(コンソーシアム)を構築し、 地域の中核的な産業の振興やその専門人材育成などの計画を策定する。そのうち、「地方版総合戦略」に位置づけられたものであって、 有識者の評価を経て、地方創生の優れた事業として国が認定したものに対しては、魅力ある地方大学及び地域産業を創生するための新 たな交付金により重点的に支援する。
- 〇地方大学間の域内連携のみならず、地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携や、研究力の優れた海外の大学等との連携を積極 的に進める。
- 〇近年学生数の増加が著しい東京 23 区においては、学部・学科の所在地の移転等も含めて、原則として大学の定員増を認めないこととする。その際、東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、真にやむをえない場合は例外扱いとする。
- 〇東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む。)、地方大学と東京圏の大学の単位互換等により学生が 地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組を促進する。
- 〇地方創生の取組を進めるに当たっては、専門職大学を活用するほか、短期大学、高等専門学校、専門学校などの4年制大学以外の高等 教育機関を活用した取組を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇「地方大学の振興及び若者雇用等	〇東京の大学の定員抑制について、制度の詳細の検討及び実施
	に関する有識者会議」の最終報告	〇コンソーシアムにおいて策定した地域の中核的な産業の振興やその専門人
	を踏まえ、2019 年度の東京の大学	材育成等に関する計画の認定、新たな交付金の交付、PDCA サイクルの実践
职组办索	の学部・学科等の設置に関する対	〇サテライトキャンパスの設置に関する調査研究の実施。
取組内容	応	〇地方大学と東京圏の大学の単位互換等により学生が地方圏と東京圏を相互
	〇地域における若者の修学・就業を	に対流・交流する取組を促進
	促進するため、法律案を次期通常	
	国会に提出	
2000 C VDI)割合を平均で 36%まで高める
2020 年 KPI	〇地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で 80%まで高める	
(成果目標) 	〇大学と地域の企業等(同一県内企業や地方公共団体)との共同研究件数を 7,800 件まで高める(2015 年 6,563 件)	

(2)-(ウ)-② 知の拠点としての地方大学強化プラン

●現在の課題

○地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえない。

●必要な対応

- 〇「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(2015年度~)の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかした雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。
- 〇第3期中期目標期間(2016年度~2021年度)における国立大学法人運営費交付金において、機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援する。
- 〇「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(平成28~32年度)」(平成28年3月29日文部科学大臣決定)に基づき、大学の機能強化の方向性に応じた地域産業を担う地域人材の育成など、地域ニーズに対応した国立大学法人の施設整備を支援する。
- 〇私立大学等経常費補助金において、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進するとともに、経 営基盤の確立を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇地元の地方公共団体や企業等と連	O2015 年度から実施している「地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業
	携し、地域課題の解決に取り組む	(COC+)」により、雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を引き続き推進
 取組内容	大学を評価し、その取組を推進	〇国立大学の第3期中期目標期間(2016年度~2021年度)において、地域貢
		献の視点を取り入れた評価を実施
		〇地域ニーズに対応した国立大学の施設整備を支援
		〇地域発展に貢献する地方私立大学の取組を支援
	〇大学と地域の企業等(同一県内企業	(2015 年 6,563 件) さの共同研究件数を 7,800 件まで高める (2015 年 6,563 件)
2020 年 KPI	〇大学と地域の企業等(同一県内企業や地方公共団体)との共同研究受入金額を増加させる	
(成果目標)		

(2)-(ウ)-③ 地元学生定着促進プラン

●現在の課題

- 〇地方における多くの若者が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域 ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方で十分とはいえないことがある。
- 〇学校と地域が協働した地域資源をいかした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

- 〇地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創 生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。
- 〇東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が向上することを推進する。
- 〇私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化等を通じ、大学等に おける入学定員管理の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。
- 〇「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(2015年度~)の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかした雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。(再掲)
- 〇郷土の歴史や人物等を採り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成29年4月施行)により、学校運営協議会設置(コミュニティ・スクール導入)が努力義務化されたことを踏まえ、コミュニティ・スクールの更なる推進を図る。
- 〇社会教育法の改正(平成 29 年 4 月施行)を踏まえ、地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働本部の整備や地域学校協働活動 推進員等の配置拡充及び機能強化を図る。また、未実施地域における取組を加速化するとともに、地域学校協働活動推進員等の資質や 事業の質向上を図るため、統括的な学校協働活動推進員等を市町村に配置する。
- 〇都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進する。
- 〇高校生らが地元地方公共団体や関係者と連携しながら、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していく「地域ビジネス創出事業 (SBP: Social Business Project)」の取組を促進、支援する。
- 〇農山漁村等における子供の宿泊体験活動を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇地域産業の担い手となる学生	〇地域産業の担い手となる学生の奨学金返還のための基金の造成や独立行政法人
	の奨学金返還支援のための基	日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方
	金の造成	公共団体や学生に更なる周知を行う
	〇独立行政法人日本学生支援機	〇東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実
	構が設ける無利子奨学金の地	施等を支援する「地方創生インターンシップ」を展開することで地元定着効果が
	方創生枠の仕組みの創設	向上することを推進する
	〇私立大学等経常費補助金の配	〇私立大学については、入学定員管理の適正化を図る観点から、私立大学等経常費
	分や国立大学法人運営費交付	補助金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化を 2016 年度から
	金の取扱いにおける入学定員	2018 年度までに段階的に実施する
	超過の適正化に関する基準の	〇国立大学については、入学定員管理の適正化を図る観点から、国立大学法人運営
取組内容	厳格化等を措置	費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化を 2016 年度から
双旭八台	〇学校を核とした地域力強化プ	2018 年度まで段階的に実施する
	ランを実施し、学校と地域が	〇2015 年度から実施している「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COO
	連携・協働する体制を構築	+)」により、雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を引き続き推進(再掲)
	〇地域学校協働活動やコミュニ	○学校を核とした地域力強化プランについては、各事業の成果等を踏まえながら、
	ティ・スクールの全国的な推	事業の内容等を改善していく。その中でも
	進に向け、社会教育法及び地	・コミュニティ・スクールについては、全国の公立学校への導入を目指し更なる
	方教育行政の組織及び運営に	推進を図る
	関する法律を改正	・地域学校協働活動の更なる推進のため、地域学校協働本部の整備や、地域学校
	〇地方への移住に伴う子供の就	協働活動推進員等や統括的な学校協働活動推進員等の配置を進める
	学手続について区域外就学制	
	度が活用できることを周知	
	〇地方における自道府県大学進学者の割合を平均で 36%まで高める (2017 年度道府県平均 32.7%※速報値)	
0000 - VDI	〇地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で 80%まで向上 (2015 年度道府	
2020 年 KPI	県全国平均 66.1%)	
(成果目標)	〇全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する	
	○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する	

(2)-(ウ)-④ 地域人材育成プラン

●現在の課題

〇地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

- 〇国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボットに係る人材 育成の取組を支援する。
- 〇専修学校における、産業界等と連携した実践的な職業教育を充実させ、地域の産業を担う専門的職業人の育成を促進する。
- 〇高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。
- 〇地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。
- 〇大学等における社会人や企業等の二一ズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度(職業実践力育成プログラム(BP) 認定制度)の充実により、地域・地方創生を担う社会人の学び直しを一層促進する。
- 〇地域産業を担う専門職業人を育成するため、「専門職大学」及び「専門職短期大学」について、2019 年度の開学に向け、必要な準備を 進める。
- 〇大学生や高校生等を対象とした「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、特に 2015 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進する。
- 〇各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、外国人留学生の就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「日本での企業文化等 キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する先行的な取組を支援する。
- ○地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。
- 〇国際バカロレアの普及拡大に向けて、一部日本語で実施可能とするプログラムの開発・導入を進めるとともに、大学入試における活用 等を一層促進する。

□朔・中支朔()」		0040 = + 1118
	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇大学等における社会人や企業等のニーズに応	〇大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的
	じた実践的・専門的なプログラムの認定制度	なプログラムの国による認定を行うとともに、「専修学校による
	を国が創設し、地域を担う社会人も含め、学び	地域産業中核的人材養成」事業及び職業実践専門課程の認定制度
	直しを促進	等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の
	〇地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材	育成を一層推進
	の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高	〇引き続き、
	校をはじめとする高等学校の取組を推進	・地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専
	〇先進的な卓越した取組を行う専門高校をスー	修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進
	パー・プロフェッショナル・ハイスクールとし	・専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実
	て指定し、地元企業と連携した教育プログラ	するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有し
	ム等の開発等を推進	ていることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の
	〇専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表	適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上
	する全国産業教育フェアを毎年都道府県教育	を図る
取組内容	委員会と連携して開催し、企業等に広く PR	とともに、事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善
	〇「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」	〇「専門職大学」及び「専門職短期大学」について、2019年度の開
	において、「地域人材コース」を開始	学に向け、必要な準備を進める
	〇国際バカロレアについて、一部日本語で実施	〇「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」 において、2015 年
	可能とするプログラムを開発	度開始の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・
	〇外国人教員の採用を円滑にするため、特別免	リーダーの育成を一層促進
	許状授与に係る指針を策定し教育委員会に通	〇国際バカロレアについて、一部日本語で実施可能とするプログラ
	知	ムの運用を行う
	〇学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)施行規	○国際バカロレア導入に係る支援、情報提供の体制の構築や大学に
	則を改正し、国際バカロレアと学習指導要領	おける活用促進等による認定校等の増加に向けた戦略的な施策
	の双方を無理なく履修できる特例措置を新設	を推進する
	〇一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者	
	に対し、大学への編入学の途を開く制度の施	
	行	

2020 年 KPI (成果目標)

- 〇大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める (2015 年度 50.0%)
- ○国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす(2017 年 10 月 115 校 ※候補校等含む)

(2)-(ウ)-⑤ 地方創生インターンシップの推進

●現在の課題

- 〇人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」の是正に取り組むことが重要。
- 〇東京圏への転入超過の内大半は、就職等を機に移住した若年層が占めており、地域の魅力ある企業とのマッチングによる地方への人材 還流が図られていない。

- 〇地方企業の魅力を再発見することを通じ、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や、地方在住学生の地方定着を進める「地方創生インターンシップ」の推進を図るため、
 - ・シンポジウムの開催等地方創生インターンシップについての国民的・社会的な気運の醸成
 - ・地方公共団体と大学の連携協力を促す「地方創生インターンシップポータルサイト」の構築及び充実
 - ・地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築を促進するプラットフォームの形成
 - ・地方公共団体が取り組む、地方創生インターンシップに関する産官学連携体制の強化や地方企業の掘り起し、地方企業の実施体制強 化への支援
 - ・学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進 等を実施する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	 ○地方創生インターンシップについて、シンポジウムの開催等国民的・社会的な気運の醸成 ○地方公共団体と大学の連携を促す「地方創生インターンシップポータルサイト」の運用開始 ○東京圏以外の全ての道府県において地方創生インターンシップに取り組む体制を構築 ○学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進 	 ○地方創生インターンシップについて、シンポジウムの開催等国民的・社会的な気運の醸成 ○「地方創生インターンシップポータルサイト」の充実等 ○地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築を促進するプラットフォームの形成 ○地方公共団体が取り組む、産官学連携体制の強化や地方企業の掘り起し、地方企業の実施体制強化への支援 ○学生のインターンシップへの参加について、大学における単位認定の促進
2020 年 KPI (成果目標)	〇地方創生インターンシップに参加する学生を受け入れる企業の数を 2 倍 〇地方創生インターンシップに参加する学生数を 2 倍	

(2)-(ウ)-⑥ 地域における魅力あるしごとづくりの推進

●現在の課題

- 〇地域に新たなビジネスや雇用を創出するためには、官民一体となった起業・創業支援を行うことが必要である。
- 〇さらに、地域の特性をいかした地域経済牽引事業の促進等を通じて、地域に経済的波及効果を生み出すことが必要である。
- 〇生産性が向上せず、停滞する地域経済の活性化を図るためには、新たな経営ガバナンスと体制の確立と、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していくことが求められており、地域企業の経営者に対して、実績・経験等に裏付けられた説得的な説明を行える外部人材がアプローチしていく必要がある。
- 〇これらに加え、若者がやりがいをもってしごとをする上では、地域の特性に応じた「働き方改革」を推進し、働きがいのある職場環境 を整備することが重要である。

- ○地域に新たなビジネスや雇用を創出するため、官民一体となった起業・創業支援を行う。
- 〇地域の未来につながる投資を促進し、地域経済の好循環を構築するため、地域未来投資促進法に基づき地域経済牽引事業の支援を行 う。
- 〇各道府県の「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じ、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組への積極的なチャレンジを促し、こうした「攻めの経営」を支えるプロフェッショナル人材の地方還流を図る。
- 〇地域の特性に応じた「働き方改革」を推進し、地方公共団体が、地域の関係者と連携して、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し等の取組をワンストップで支援し、企業に直接出向いて相談支援等を行う等の取組を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○関係省庁等が創業支援・起業家教育のための各種イベント等の取組を実施 ○地域未来投資促進法の施行(再掲) ○2016 年 4 月までに 46 道府県にプロフェッショナル人材戦略拠点を開設(再掲) ○各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等の支援を実施(再掲)	各種イベント等の取組を進めるほか、特徴的な取組事例を共有する(再掲) 〇引き続き、地方公共団体とともに、予算(地方創生推進交付金の活用を含む。)、税制、金融、情報、規制緩和など様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す(再掲)
2020 年 KPI (成果目標)	 ○開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開発 廃業率 3.5%) ※開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必 ※補助指標として、「起業活動指数 (「起業家精神に関する調査」に 今後 10 年間で倍増させる」を設定 ○地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業に政策ツ ((1) -(ア)-A の KPI を含む。) ○「プロフェッショナル人材戦略拠点」等の支援により人材 ○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 %へ低減 (2016) 	要とするため、長期的な目標とするにおいて、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を一ルを集中投入し、3年で 2,000 社程度の支援を目指すを受け入れた中堅・中小企業の生産性向上・経営改善

(2)-(ウ)-⑦ 東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出

●現在の課題

- 〇地方における魅力のある雇用機会の創出にあたっては、地域の中堅・中小企業の役割が大きいが、東京に本社を持つ大企業等が、自らが意識を変え、行動に移すことも重要である。
- 〇この観点から、大企業等が本社機能の全部又は一部を地方に移転することが期待される。
- 〇また、東京に本社を持つ大企業の中には、採用説明会や面接等を地方で実施している企業や、選考・採用権限を地方拠点に委ねている 企業もあり、勤務地限定正社員制度を広く活用している企業もある。
- 〇こうした地方での選考・採用の拡大は、地元での就職を希望する学生の想いに応えるものであり、東京の大学にいなければ就職活動で不利になるのではないかという不安感の解消につながるとともに、企業にとっても、多様な能力を有する学生の獲得に資する効果もある。

●必要な対応

- 〇引き続き、地方拠点強化税制により、大企業の地方移転・雇用拡大を推進する。(再掲)
- 〇大企業の選考・採用に関しての実態の把握、好事例の周知等を通じて、より多くの企業が地方で採用活動を積極的に行うことができるよう促す。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○本社機能の移転、新増設を行う事業者に対する税制上の支援措置の目的・内容について広く周知(再掲)○希望する地域等で働ける勤務制度の導入等を促進するため、2017年度中に、若者雇用促進法の指針を改正し、経済界に要請	の支援措置の目的・内容について更に広く周知(再掲) 〇大企業の選考・採用等に関する実態の把握、好事例の
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに 20~34 歳の就業率を 79%に高める (2016 年 77.7%) ○2020 年までに若い世代の正規雇用労働者等 (自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。) の割合について、全での世代と同水準を目指す (2016 年 15~34 歳の割合 94.3%、全ての世代の割合 94.5%)	

(0)	サナイ	の立口	1 1 7 1	との流れ	h to	/ Z
(2)	地刀へ	・ひノお厂し	ノレ・ひ	こり流ん	ルタンり	୍ ର

(ウ) 地方における若者の修学・就業の促進

(2)-(ウ)-⑧ 地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成

●現在の課題

- 〇地元の中小企業は大企業等と比べて相対的に情報発信力が限られている。
- 〇また、早い段階からの職業意識形成を通じて、若者が地方において希望に応じた就職を実現できることが必要である。

●必要な対応

- 〇若者雇用促進法に基づく、ユースエール認定制度等を活用して、地方の中小企業の魅力を若者に発信するとともに、地方公共団体が地 元の優良企業を選定し、学生に紹介する取組を推進する。
- 〇採用選考活動に至るまでのプロセスに合わせて、大学、国、地方公共団体等の関係者が連携した取組を推進することで、学生等に対する早期からの職業意識形成を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若者雇 用対策の推進	〇若者雇用促進法の円滑な施行、総合的かつ体系的な若 者雇用対策の推進
2020 年 KPI	○2020 年までに 20~34 歳の就業率を 79%に高める(2016 年 77.7%)	
(成果目標)		

(2)-(エ)-① 子供の農山漁村体験の充実

●現在の課題

- 〇都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組で終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。
- 〇特に、子供の農山漁村体験の充実については、送り手側、受入れ側の課題等について関係省庁において連携して取り組む必要がある。

●必要な対応

〇子供の農山漁村体験の充実については、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省で構成する「子供の都市・農山漁村交流 促進に関する関係省庁連絡会議」を設置し、まずは、実態把握に向けた調査・分析を行う。さらに、教員の負担軽減等の送り手側の課 題、受け入れ農家の確保、体験プログラムの充実強化等の受入れ側の課題、送り手側と受入れ側をマッチングする仕組みの充実・強化 等の送り手側と受入れ側の共通課題、さらには、中学生・高校生の対象化、民間活力を活用した支援策等について連携して調査・分析 を進め、支援策の充実強化に向け検討を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容		・子供の都市・農山漁村交流促進に関する関係省庁連絡会議
2020 年 KPI (成果目標)	OKPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(2)	地方への新	しいひとの流れをつく	る
(~)	ンピノン・トレノ 利し		`

(オ) 地方移住の推進

(2)-(オ)-① 地方移住希望者への支援体制

●現在の課題

- 〇東京都在住者の約4割(うち関東圏以外出身者の約5割)が地方への移住を検討又は今後検討したいと考えており、特に若年層や50代 男性の移住に対する意識が高いとの結果が出ている。
- 〇地方移住を推進するため、地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させる必要がある。

●必要な対応

〇全国の地方受入組織と連携した移住関連情報の提供・相談支援を一元的に行う「移住・交流情報ガーデン」において、相談者のニーズ に対応する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○「全国移住ナビ」を本格稼働させ 2016 年度には約 240 万ページビューを達成。地方公共団体プロモーション動画・ローカルホームページの全国コンテストや「移住体験談コンテスト」を開催 ○「移住・交流情報ガーデン」を開設し、2016 年度に約6,800 件をあっせん	○「移住・交流情報ガーデン」において相談者のニーズに幅広く対応できるよう、各地方公共団体等の移住関連イベントや夜間セミナー等の充実を図るとともに地方移住への興味・関心を高めるための「移住フェア」の実施等により移住関連情報の提供体制の更なる強化を図る
2020 年 KPI (成果目標)	〇地方移住施策全体の推進を通じて 2020 年に東京圏からの転出 4 万人増加(2013 年比)(転出 1 万人減) 〇2020 年に「移住・交流情報ガーデン」のあっせん件数 11,000 件(2016 年度 約 6,800 件)	

(2)-(オ)-② 地方居住の本格推進

a. 都市農村交流

●現在の課題

〇都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組で終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。

●必要な対応

- 〇日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在(農泊)を含めた農林漁家民宿、観光農園、農家レストラン、福祉農園等の地域資源を活用した取組など、観光、教育、福祉等と農業の連携の更なる促進の下、農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するような、多様な都市と農山漁村の交流を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図る。
- 〇今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人である DMO や中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。
- 〇市町村において、滞在型農山漁村体験教育が飛躍的に拡充されるよう、国として必要な施策を推進する。
- ○都市と農山漁村の交流に関する情報提供を充実させる。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○観光、教育、福祉、農業等各分野における 連携プロジェクト等を推進	○質量両面での都市と農山漁村の交流事業の充実○農泊ビジネスの現場実施体制の構築○地域に眠っている資源の魅力あるコンテンツとしての磨き上げ○優良地区の国内外へのプロモーションの強化
2020 年 KPI (成果目標)	〇都市と農山漁村の交流人口を 2020 年には 1,300 万人 (2016 年度 1,126 万人)	

(2)-(オ)-② 地方居住の本格推進

b. 「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進、住み替え支援

●現在の課題

- ○地方から東京圏への人口流入は続いており、特に若い世代が東京圏に流入している。
- 〇「二地域居住」の推進に当たっては、宿泊施設等の滞在費が高い、移動のための交通費が高いといった費用負担が大きい面が課題となっている。
- 〇また、我が国では既存住宅の流通が進んでおらず、世帯当たりの住み替え頻度が英米の 1/3~1/4 となっており、住まいが固定化している。
- ○さらに、休暇がとりにくい、まとまった滞在時間が確保できない、場所にとらわれない就業を可能とする基盤が整っていないなどの働き方に関する課題も見られる。また、「お試し居住」・「二地域居住」を支援する地方公共団体の取組や住宅、居住先に関する情報の収集も必ずしも容易でない状況にある。

●必要な対応

- ○地方居住の推進運動を展開するため、地方居住推進国民会議を設置する。
 - ・地方居住に関心のある団体、地方公共団体、有識者等により構成する。
 - ・地方での生活やライフスタイルのすばらしさの価値観の共有化、あらゆる世代の UIJ ターン、「二地域居住」における就労等についての気運の醸成を図る。
- ○「お試し居住」・「二地域居住」の推進、住み替えの促進

移住に向けた「お試し居住」や複数地域に生活・就労の拠点を有する「二地域居住」の推進・住み替えの促進を図る。

- ・市区町村による空家等対策計画の策定を推進する。
- ・全国の空き家・空き地がワンストップで検索可能な「全国版空き家・空き地バンク」を構築し、空き家等の流通・マッチングを促進 する。
- ・公的賃貸住宅を活用した「お試し居住」用住宅を提供する地方公共団体の取組(公営住宅の目的外使用による活用等)を支援する。
- ・新たな住宅セーフティネット制度において、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画にUIJターンによる移住者を住宅確保要配慮者と して位置づけることにより、移住者向けの賃貸住宅に対して改修や家賃対策への補助を行うことを可能とする。
- ・地方公共団体による UIJ ターンの施策に係る財政的支援と合わせて行う、住宅金融支援機構の住宅ローン金利の引き下げを引き続き 実施する。
- ・移動費の低減につながる取組としてLCC(注)の参入促進、企画乗車券等の開発を民間に促すことを推進する。
- (注) Low Cost Carrier (ローコストキャリア)の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社のこと。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇地方居住の推進に向けた気運を高め、国民的な	〇地方居住推進に向けた国民的な運動の促進
	運動として展開するため、産官学金労言その他	〇地方移住の受け皿や東京圏問題の解消にも寄与するよう、良質な
	各層からの参加を得て、民間有志の主導により	既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循
	国民会議を設置	環システムの構築を推進する
	〇空き家については、空家等対策の推進に関する	〇「全国版空き家・空き地バンク」の本格運用
	特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) を 2015 年	〇新たな住宅セーフティネット制度において、UIJ ターンによる移
取組内容	5月に全面施行し、国において基本指針を策定	住者を含む住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を推進すると
	〇「全国版空き家・空き地バンク」の構築・活用	ともに、改修や家賃対策への補助を実施する
	〇住宅セーフティネット法(平成 19 年法律第 102	〇地方移住者の住宅取得を支援する住宅金融支援機構の住宅ローン
	号)を改正し、新たな住宅セーフティネット制度	金利の引き下げを実施する
	を 2017 年 10 月に開始	
	〇地方移住者の住宅取得を支援する住宅金融支援	
	機構の住宅ローン金利の引下げを実施	
2020 年 KPI	○2020 年に「お試し居住」推進等に取り組む市町村	村の数を倍増(2014 年比)(2014 年 23%、2017 年 39%の市町村で実
(成果目標)	施)	

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(オ) 地方移住の推進

(2)-(オ)-③ 移住・定住施策の好事例の横展開

●現在の課題

〇行政・民間による地場産業の振興、移住者の受入れサポート、中高校生の県外からの受入れ等の取組により、移住者の増加を実現して いる市町村が一部に現れてきているところである。

●必要な対応

〇こうした地域における行政・民間の取組についての更なる調査・分析を行い、この結果をとりまとめ発信することにより、好事例の全 国への横展開を図る。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○移住者の増加を実現している市町村における取組についての調査・分析○上記結果をとりまとめ発信することによる好事例の全国への横展開	○好事例の全国への横展開
2020 年 KPI (成果目標)	〇地方移住施策全体の推進を通じて 2020 年に東京圏から	らの転出4万人増加(2013年比)(転出1万人減)(再掲)

(2)-(オ)-④ 「生涯活躍のまち」の推進

●現在の課題

- 〇東京都在住者のうち、50 代男性の半数以上、50 代女性及び 60 代の約3割が地方への移住の意向を示している(内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」(2014年8月))。
- 〇「生涯活躍のまち(日本版 CCRC(注))」は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すものであり、2016 年 4 月に地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)に「生涯活躍のまち形成事業」を位置付け、これまでに 17 市町の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が進んでいるところ。
- 〇また、「生涯活躍のまち」構想の推進意向を示している地方公共団体(245 団体)のうち、取組を進めている地方公共団体(「生涯活躍のまち(日本版 CCRC)」に関する構想、基本計画又は地域再生計画を策定した団体)は約3割(79 団体)である(2017 年 10 月 1 日 時点)。
- 〇上記のとおり、地方公共団体の取組が進んでいるところであるが、2017年度に実施した「生涯活躍のまち」に関する意向等調査結果によると、取組を推進する意向のある地方公共団体が取組を円滑に進めていくためには、事業主体の確保、介護人材不足への対応やコーディネーター人材の育成、事業継続のための資金獲得のノウハウ等が不足していることが引き続き課題として挙げられる。
- (注) Continuing Care Retirement Community o略。

- 〇関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」が対象としている 16 の地方公共団体について、視察やヒアリングを通じて既存制度上の課題や隘路、支援策のあり方等について検討し、取組の普及・横展開を図る。
- ○「生涯活躍のまち」の更なる制度周知や取組支援を図るため、2016 年度に作成した「生涯活躍のまち」に関するマニュアルを活用した 地方公共団体との勉強会の実施や、有識者等の参画も得て行う現地における関係者との意見交換等を通じて、各団体が取り組んでいる 事例を整理・類型化し、類型毎の手法や課題解決事例等の情報やノウハウを収集・蓄積する。
- 〇今年度実施した「生涯活躍のまち」に関する意向等調査の結果等を基に、取組の推進意向のある地方公共団体や関連する取組の掘り起 こしを進める。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○「生涯活躍のまち形成支援チーム」の設置(2016年3月) ○改正地域再生法の施行(「生涯活躍のまち形成事業」の創設) (2016年4月) ○「生涯活躍のまち」づくりを担う人材の育成カリキュラムの開発、ビジネスモデルの調査・研究等の実施	〇「生涯活躍のまち」構想を推進する意向のある 地方公共団体の取組が一層円滑に進むよう、ノ ウハウ等の収集・蓄積・情報提供等を実施
2020 年 KPI	〇「生涯活躍のまち」構想についての取組を進めている地方公共団体数:100団体	
(成果目標)		

(オ) 地方移住の推進

(2)-(オ)-⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充

●現在の課題

〇条件不利地域・農山漁村の活性化のための外部人材導入の潜在的ニーズは大きく、効率的、効果的に事業を実施することが重要である。

●必要な対応

〇隊員の確保に向けて大学生をはじめとする若者、転職希望の社会人等に向けた広報を一層強化するとともに、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、地域の受入れ・サポート体制の整備や地域おこし協力隊サポートデスクによる支援、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、隊員の起業・事業化の支援、全国サミットの開催等により、事業をより一層推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」について、名称の統一、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進等を合同で実施するなど一元的な運用を実施2016年度の地域おこし協力隊員数は4,090人(うち旧田舎で働き隊員112人)と2013年度比で約4.2倍に増加〇地域おこし協力隊の拡充のための広報を実施するとともに、隊員向けの研修等の充実、隊員の起業・事業化の支援の充実、地域おこし協力隊サポートデスクの開設、地域おこし協力隊全国サミットを開催	○新たな隊員のなり手の確保、隊員の活動内容の向上、任期終了後の定住・定着に向けた事業をより 一層推進
2020 年 KPI (成果目標)	〇地域おこし協力隊の活動隊員数 4,000 人(2020 年度) (2016 年度 「地域おこし協力隊」4,090 人(うち旧「田舎で働き隊」112 人))	

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(オ) 地方移住の推進

(2)-(オ)-⑥ 地域との多様な関わりの創出

●現在の課題

〇人口減少、少子高齢化が進む中、「関係人口」を創出し、地域外の者からの交流の入り口を増やすことが必要である。

●必要な対応

○「チャレンジ・ふるさとワーク」については、①地域との関わりを持つ者に対する地域づくりに関わる機会の提供や地域課題の解決等に意欲を持つ地域外の者との協働実践活動等に取り組む地方公共団体をモデル的に支援する「「関係人口」創出事業」、②サテライトオフィス誘致を推進するため、都市部企業のニーズ調査を行うとともに、誘致に取り組む地方公共団体とのマッチングを支援する「サテライトオフィス・マッチング支援事業」、③都市部の若者等が一定期間地方に滞在し、働きながら地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」の推進、④子どもの都市・農山漁村交流の取組の拡大、定着を図る地方公共団体の取組の支援等に取り組むとともに、「移住・交流情報ガーデン」等を活用して、地域と多様に関わる者への情報提供を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	〇「チャレンジ・ふるさとワーク」について、「ふる さとワーキングホリデー」「お試しサテライトオフィス」「"地域の人事部"戦略策定事業」「次世代コ ラボ創業支援事業」の4事業を推進	
2020 年 KPI	OKPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	
(成果目標)		

(2)	地方へ	の新し	1.1717	つ流れる	をつくる
\ ~ /	プロンコー`		0.0.0	- マノ かにり ひて	<u>.</u>

(オ) 地方移住の推進

(2)-(オ)-⑦ 地方生活の魅力の発信

●現在の課題

〇地方への新しいひとの流れをつくるためには、それぞれのライフステージによってどのような生活を送ることができるかなど、地方生活の魅力を具体的に発信する必要がある。

●必要な対応

〇地方生活の魅力についての効果的・戦略的な発信の在り方を検討する必要がある。具体的には、①特に入学、就職、異動等により人の流れが活発化する4月に向けて2月・3月に集中的に広報を行う、②政府広報等も活用しつつ、雑誌、テレビ、新聞等の活用や、ホームページ、SNS(Twitter、Facebook)による情報発信を行う、③引き続き「そうだ、地方で暮らそう!」国民会議等の各種イベントの中でテーマとして取り上げる、④移住者の増加を実現している地方公共団体が行う地方生活の魅力発信等の施策や、様々な地方公共団体が行っている地方の魅力の再発見・発信、自らが生まれ育った「郷土への誇り・愛着」の醸成等の施策等を調査し、横展開のための情報発信を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇政府広報の活用〇ホームページの改修及び、SNS (Twitter、Facebook)の開設〇好事例の横展開〇「そうだ、地方で暮らそう!」国民会議の中でテーマとして取上げ	○引き続き、効果的・戦略的な情報発信を行う
2020 年 KPI (成果目標)	○SNS 閲覧数増加:1,000 万(2016 年 9 月~2017 年 11	月:277 万)

(3)-(ア)-① 「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開

●現在の課題

〇地域によって出生率は大きく異なっており、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」、さらには「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も併せて展開することが求められる。

そのため、国では、2015 年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015 年 10 月に第 1 版、2016 年 2 月に第 2 版、2017 年 5 月に第 3 版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016 年 2 月に第 1 版、2017 年 5 月に第 2 版)を公表したところである。これは、各地方公共団体の少子化に関する状況が他と比較してどのような状況にあるかを知る指標と、指標を活用した分析や対応策の検討例等を取りまとめたものであり、有効な対策を検討する手がかりとして活用できるものである。各地域においては、こうしたデータに基づく分析と対応策の検討が必要である。

- ○「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」をより役立つものにするため、地方公共団体における活用状況 等もふまえて改訂し、提供するとともに、地域における先駆的・優良な取組の横展開を図ることにより、地域の実情に応じた働き方改 革を全国に展開する。
- 〇少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るためには、地域の実情に即した「働き方改革」の取組が重要である。そのため、 各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き 方改革」を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	○2015年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地	○「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き	
	域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に	方改革会議」への情報提供や構成員の派遣、各地	
	第2版、2017年5月に第3版)、「地域少子化対策検討のための手	域での特徴的な取組や実務上の課題について情	
	引き」(2016年2月に第1版、2017年5月に第2版)を公表した	報交換を行う場の設定等により、地域における	
	○「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手	先駆的・優良な取組の横展開を図り、地域の実情	
	引き」を地方公共団体からの意見等をふまえて改訂し、提供する	に応じた働き方改革を全国に展開する	
取組内容	〇各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府		
双心的	省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報		
	提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務上の課題に		
	ついて情報交換を行う場の設定等の支援を実施		
	〇「「働き方改革アドバイザー」事業設計の手引き」、「「働き方改革		
	アドバイザー」研修コンテンツ」及び「地域における「働き方改		
	革」の促進に向けて 企業・地方公共団体における好事例集」を		
	公表 (2017年5月)		
0000 Æ KDI	○第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上(2015年53.1%)		
2020 年 KPI	〇男性の育児休業取得率を 13%に向上(2016 年 3.16%)		
(成果目標)	〇週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 %へ低減 (2016 年 7.7%)		

(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

(3)-(ア)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

●現在の課題

- ○若者世代の未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が、少子化の原因となっている。
- ○独身にとどまっている理由としては、「適当な相手にめぐりあわない」、「結婚資金が足りない」等が挙げられている。また、妊娠・出産 に関する知識が不十分であり、結婚や出産の希望の時期について、適切なライフデザインを描けていないとの指摘もある。
- 〇地域の実情に即した少子化対策の充実が必要であり、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した支援を総合的に推進していく必要がある。

- 〇少子化社会対策基本法(平成 15 年法律第 133 号)に基づく「少子化社会対策大綱」(平成 27 年 3 月 20 日閣議決定)の下、国と地方が 連携した総合的な少子化対策の取組を推進する。
- 〇2015 年 4 月から施行された子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)及び同月に期限が延長され、その内容が充実された次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づき、地方公共団体は、総合的な子ども・子育て支援、次世代育成支援に関する計画を作成し、地域の実情に即した少子化対策を総合的に推進する。2014 年 11 月に策定した次世代育成支援対策推進法に基づく新たな行動指針においては、地方公共団体の策定に当たっての基本的な視点として、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の重要性を明記したところであり、これにより、地方公共団体の取組を促進する。
- 〇「少子化社会対策大綱」と連携した、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を総合的に推進する。特に、地域の実 情に即し、結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育でに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体の「結婚に対する取組」「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」のうち優良事例の横展開を支援 ○平成28年度補正予算にて「ニッポンー億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援の充実を図るため、地域少子化対策重点推進交付金の対象事業を同プランに掲げられた新たな取組(総合的な結婚支援や企業・団体・学校等による取組への支援)等に重点化し、地方公共団体の取組を支援	○「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進○地方公共団体の「結婚に対する取組」「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育でに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援
2020 年 KPI (成果目標)	○安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会の実現(安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を4割以上とする。2017年2月暫定値42.6%※) ※内閣府「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」(2017年2月)において、「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と考えている人の割合 ○結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を行っている地方公共団体数現状:47都道府県、延べ406市区町村において実施(2015年10月末)目標:47都道府県、1,200以上の市区町村において実施(2020年)	

(3)-(イ)-① 若者・非正規雇用対策の推進

●現在の課題

- 〇今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成を促進し、地域の活力を取り戻すことが大きな課題で ある。
- 〇若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立・地域経済の活性化を促進することが必要である。

●必要な対応

- 〇総合的かつ体系的な若者雇用対策を推進する。
 - ・新卒者等への就職支援やフリーター等の正社員化支援に着実に取り組む。
 - ・青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした若者雇用促進 法の円滑な施行に取り組む。
- 〇「正社員転換・待遇改善実現プラン(5か年計画)」(2016年1月策定)及びこれを参考に都道府県ごとに策定された「地域プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善に向けた取組を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇若者雇用促進法の円滑な施行等による若者雇用対策の推進 〇「正社員転換・待遇改善実現プラン(5か年計画)」及び「地域 プラン」に基づく取組による正社員転換・待遇改善の推進	〇引き続き、若者雇用促進法の円滑な施行等による若者雇用対策の推進 〇引き続き、「正社員転換・待遇改善実現プラン(5 か年計画)」及び「地域プラン」に基づく取組による正社員転換・待遇改善の推進
2020 年 KP (成果目標	- 1()2020 年までに美い世代の正租屋田堂働考等(日忘の参望による	155万人) 5非正規雇用労働者等を含む。)の割合について、全て

- (ウ) 出産・子育て支援
- (3)-(ウ)-① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保)

●現在の課題

- ○核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、子育てに関する女性 (妊産婦・母親)の孤立感、負担感が強まっている。
- 〇現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援については、医療機関、市町村の保健センター、児童相談所等の様々な機関が「縦割り」 で行っており、連携が取れていない。

- 〇妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(「子育て世代包括支援センター」(注))の整備を目指す。
- 〇「子育て世代包括支援センター」においては、保健師等の専門職等が妊産婦等に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスを コーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果支援が必要と判断された妊産婦等に対しては、支 援プランの策定等を実施する。
 - (注)フィンランドにおいては、「ネウボラ」という妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで行うための地域拠点を整備し、妊娠や出産等に係る相談支援や他の支援機関との連携等を行っており、こうした取組を参考にした、切れ目のない支援を行うためのワンストップ拠点。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇「子育て世代包括支援センター」の支援対象	〇全国のどの地域でも、保健師、助産師等による「妊娠期から子育て期
	者の評価や支援内容等に係るガイドライン	までの切れ目のない支援」の機能をもつ仕組みを確保することを目標
	策定のための調査研究を実施	とし、地域の実情を踏まえながら、2020年度末までに「子育て世代包
	○2017 年8月に「子育て世代包括支援センタ	括支援センター」の全国展開を目指すとともに、職員の研修やガイド
	一」の支援対象者の評価や支援内容等に係る	ライン等についても、必要に応じて見直しを行い、引き続き支援の質
取組内容	ガイドラインを策定し、要支援者の判定基準	についても向上を図る
	や支援プランの標準化を図る	〇小児医療や周産期医療の確保のため、助産師外来・院内助産所の整備
	〇小児医療や周産期医療の確保、助産師外来・	や研修等に対する地域医療介護総合確保基金、及び地域の分娩取扱施
	院内助産所の整備や研修、地域における分娩	設・設備整備事業や産科医の確保事業等を活用し、無産科2次医療圏
	を扱う施設の確保等に対しては、地域医療介	の解消をはじめ、分娩取扱施設や産科医の確保を図る
	護総合確保基金等を通じ支援	
2020 年 KPI	〇支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合	: 100%
(成果目標)	※「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査 が孤立しているように感じる」と回答した妊産婦	至」(2011年1月一般財団法人こども未来財団)において「社会から隔絶され、自分 帚等は約3割程度とされている。

(ウ) 出産・子育て支援

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

a. 「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築

●現在の課題

- 〇待機児童の解消をはじめ、子育て支援の質・量の充実を図るため、安定的な財源の確保が必要である。
- 〇放課後児童対策について、小学校就学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小 1 の壁」の打破や、多様な体験・ 学習活動のための環境、社会のニーズの対応が必要であるが、放課後の支援策が不十分である。

- ○消費税分以外も含め、安定財源の確保に向けて適切に対応する。
- 〇「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備、保育人材の確保等の取組を進める。
- 〇放課後児童対策について、「放課後子ども総合プラン」においては、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を引き続き推進するため、量的拡充及び質の向上に必要な経費を確保し、市町村における取組の支援を行う。また、社会のニーズに応じた放課後児童対策の在り方について検討する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	〇子ども・子育て支援新制度の実施	〇安定財源を確保しつつ、子育て支援の質・量の充	
	〇放課後子供教室については、16,027 教室(H28 年度)から17,615	実を図る	
	教室(H29.1 月時点)に増加	〇「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整	
 取組内容	〇社会のニーズに応じた放課後児童対策の在り方について検討	備、保育人材の確保等の取組を進める	
以祖 门 台	〇家庭的保育事業 958 件、小規模保育事業 2,429 件、居宅訪問型保	〇放課後児童クラブの、追加的な受け皿整備等を	
	育事業9件、事業所内保育事業323件(2016年4月)	2018 年度末までに前倒しするとともに、引き続	
		き社会のニーズに応じた放課後児童対策の在り	
		方について検討	
	O2017年度末までに企業主導型保育事業により最大7万人分の受け	皿を確保する	
	○遅くとも 2020 年度末までに待機児童の解消を目指す(2017 年 4 月 26,081 人)○ (2017 年 4 月 26,081 人)○ (2017 年 4 月 26,081 人)○ (2017 年 4 月 26,081 人)		
2020 年 KPI			
C成果目標) うち1万か所以上を一体型とすることを目指す(2016 年3月末 3,549 カ所)			
	〇小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す		
	〇地域子育て支援拠点事業等について、住民のニーズに対応した体質	制の確保を目指す	

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

b. 幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら実施するなど教育費負担の軽減

- ●現在の課題
 - ○幼児教育に係る家計の負担軽減が課題となっている。
 - 〇国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、1 夫婦当たりの理想の子供数は2.32 人であるのに対し、平均出生子供数は1.94 人にとどまる。
 - 〇理想の子供数を持てない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 56.3%と最も多く、特に第3子以降を生まない理由としては 69.8%の人が同じ理由を挙げている。

●必要な対応

〇子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	①生活保護世帯、一人親の市町村民税非課税世帯は、全ての	○3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育	
	子供が無償	所、認定こども園の費用を無償化する	
	②一人親の年収約360万円未満相当世帯は、第1子が半額以	〇〇歳~2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対	
	下、第2子以降は無償	象として無償化を進める	
取組内容	③一人親でない年収約 360 万円未満相当世帯世帯は、子ども	幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期と	
	の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無償	の関係で増収額に合わせて、2019 年4月から一部をス	
	(※年収約360万円未満相当世帯でない世帯では、第1子が	タートし、2020年4月から全面的に実施する	
	一定年齢以下の場合に、第2子が半額、第3子以降が無償)		
	④年収約 270 万円未満相当世帯は、第2子が無償		
	〇理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金	がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下(2010年時	
	点での割合 60.4%、第3子を生まない理由としての回答割	合 71.1%からの低下(国立社会保障・人口問題研究所「第	
2020 年 KPI	14 回出生動向基本調査」))(2015 年時点: 56.3%、第3子	·を産まない理由としての回答割合 69.8% (国立社会保障・	
(成果目標)	人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」))		
	〇子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの	として「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を	
	挙げる人の割合の低下(現在の割合 39.1%からの低下(内	閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための	
	指標調査」))		

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ	・子育ての希望をかなえ	出産	若い世代の結婚。	(3)
---------------------------	-------------------------------	----	----------	-----

(ウ) 出産・子育て支援

(3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

c. 社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援

●現在の課題

- 〇多子世帯、特に第3子以降については、子育てに要する費用が大きな負担となっている。
- 〇親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある中、「三世代同居・近 居」を希望する夫婦の希望が実現できていない。

●必要な対応

- 〇子育てに係る様々な負担について、特に多子世帯に対して社会全体で支援する仕組みを充実させていくことが必要である。
- 〇子育て支援の観点から、「三世代同居・近居」の希望を実現するための支援を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)		
	〇家計の教育費負担軽減策の充実	○財源の確保と併せて、子育てに係る様々な負担を軽減する		
	〇安心して子育てができるよう、地域における家庭教育	など、特に多子世帯の支援を実現		
	支援の取組を推進	〇奨学金事業の充実など、家計の教育費負担軽減策を充実		
 取組内容	○多子世帯の保育料負担軽減として、年収約 360 万円未	〇世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世		
以租内台	満相当世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃	代同居・近居の促進に資する環境づくりの推進		
	し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施			
	〇世代間で助け合いながら子どもを育てることができる			
	三世代同居・近居の促進に資する環境づくりの推進			
	〇「三世代同居・近居」の希望に対する実績の比率の向上(2014年度 72.6%)			
0000 - VD	〇理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下(20			
2020 年 KPI	- 一 「 は Cの制合 00.4%、第3十を生まない理由としての回合制合 / 1.1%からの低下(国立社会休障・人口问题			
(成果目標)	14 回出生動向基本調査」)) (2015 年時点での割合 56.3	%、第3子を生まない理由としての回答割合 69.8% (国立社		
	会・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」))			

(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

(3)-(エ)-① ワーク・ライフ・バランスの推進

●現在の課題

(育児・介護休業の取得促進)

- 〇女性労働者は、雇用者の半分近く(44.2%)を占めているが、約5割の女性が第1子出産を機に退職している。
- 〇保育所等に入所できず、離職せざるを得ない労働者が一定数存在する。
- 〇育児休業を利用したい男性は3割を超える一方、実際の男性の育児休業の取得・育児への関わりは低調である。
- (ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組)
 - 〇女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を踏まえ、2016 年度から全府省で取組を開始。今後さらに、社会全体でワーク・ライフ・バランスやその前提となる女性活躍を加速していく必要がある。

●必要な対応

(育児・介護休業の取得促進)

- 〇労働者が仕事と子育てや介護との両立を図ることができるよう、育児休業期間の最長2歳までの延長や、育児休業制度等の対象者への個別周知、育児目的休暇の創設の努力義務を規定した育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の着実な施行を行う。
- 〇育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する支援を拡充し、中小企業等における労働者の円滑な育児休業取得・復帰を支援する。
- 〇男性の育児休業取得の更なる促進を図る。

(ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組)

〇ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組を加速するため、各府省や独立行政法人等で着 実に実施し、地方公共団体や民間企業等にも働きかけを行う。また、取引先企業のワーク・ライフ・バランス等を調達で評価する先 進的な企業が社会的に認められるよう、「女性が輝く先進企業表彰」において評価する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○2017 年3月に、育児・介護休業法等の一部改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、同年6月に関係省令等の改正を行った。 ○両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金の代替要員確保コース及び育児・介護支援プランコース)を拡充 ○以下の育児休業の取得促進に向けた取組等を実施・中小企業における育児・介護支援プラン導入プログラム(中小企業による育休復帰支援プラン及び介護支援プランの作成を事業所訪問等により支援するとともに、中小企業事業主に助成金を支給)・男性の育児休業取得を促進する企業を支援する両立支援等助成金(出生時両立支援コース)の支給・イクメンプロジェクト(シンポジウムの開催、イクメン企業とイクボスの表彰や HP 等を通じて男性の育児と仕事の両立を積極的に促進) ○女性活躍推進法第 20 条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年3月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を踏まえ、2016 年度から全府省で取組を開始	行のため、労働局による改正内容の周知や指導を行う 〇労働者が、出産・育児等を理由に退職することなく、能力を高めつつ活躍できる職場づくりに企業が取り組むためのインセンティブ拡大として両立支援等助成金の拡充を行う
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年に第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高める(2015 年 53.1%) ○2020 年に男性の育児休業取得率を13%に高める(2016 年 3.16%) ○2020 年にくるみん取得企業(次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業) を3,000 社に増加させる(2017 年 9 月 2,810 社)	

(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

(3)-(エ)-② 長時間労働の見直し

●現在の課題

〇結婚・出産・子育ての希望を実現する上で、仕事と子育てを両立できるような働き方の見直しが重要である。

●必要な対応

- 〇所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、企業別の出生率の公表を推進している日本各地のリーディングカンパニーの取組を幅広く普及させる施策(ポータルサイトを活用した情報発信、働き方・休み方改善コンサルタント等による各企業に対する支援等)を促進する。
- 〇年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇取得促進期間における集中的な広報や、地方公共団体との協働により地域レベルでの年 次有給休暇の取得を促進する「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施する。
- 〇長時間労働を抑制するための総合的な取組を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇企業経営陣への働きかけ	〇時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得促進策等の働
取組内容	・日本各地のリーディングカンパニー等の経営トップに働きかけるとともに、先進的な取組事例について、ポータルサイトを活用して情報発信・「働き方・休み方改革シンポジウム」の開催 〇地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施 〇年次有給休暇取得促進期間を設定し、全国の労使に対	るための関係法律の整備に関する法律案」を早期に国会に提出 〇長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等による、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
	して集中的な広報を実施	
2020 年 KPI	〇週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を5%へ低減	(2016 年 7. 7%)
(成果目標)	〇年次有給休暇取得率を 70%に向上(2015 年 48.7%)	

(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

(3)-(エ)-③ 時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進

●現在の課題

- 〇子育てなどのライフステージにおいて、労働者がワーク・ライフ・バランスを実現できるようにすることが重要である。特に、企業に おける転勤については、企業独自の経営判断に基づき行うものではあるが、結婚・妊娠・出産・子育てといったライフイベントとの両 立が必要である。
- 〇そのため、職務や勤務地等を限定した正社員(多様な正社員)制度の普及・拡大が重要であるが、制度の導入企業は一定程度にとどまっており、しかも導入企業においても社内の制度化が不十分である。

- 〇職務や勤務地限定の内容を労働者に明示するなどの「雇用管理上の留意事項」を周知するとともに、多様な正社員の導入に対する支援 措置(コンサルティング等)を継続して実施する。
- 〇また、転勤については、企業における転勤の実態(転勤を行う理由、転勤の時期・年齢・回数等)を踏まえて策定した「転勤に関する 雇用管理のヒントと手法」の周知を図る。
- 〇こうした取組により、子育てなどの事情により、転居を伴う転勤が困難な労働者について、転勤を免除する勤務地限定の働き方を導入 するとともに、転勤が困難な事情が解消した場合には、本人の希望に応じて転勤のある働き方を選択することもできるよう、企業にお いて勤務地限定正社員(注)の導入や相互転換について社内の制度化を促進する。
 - (注) 育児や介護の事情で転勤が難しい者や地元に定着した就業を希望する者等について、希望する地域で正社員として働くもの。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	 ○多様な正社員の導入に対する支援措置(コンサルティング等)を実施 ○多様な正社員の普及・拡大のための好事例収集や周知・啓発の実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地等を限定した正社員制度を導入する企業等に対する助成を実施 ○2017年3月に策定した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を図る 	を図る
2020 年 KPI (成果目標)	○2020年までにフリーター数を 124万人に減少させる(2016年 155万人)○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合について、全ての世代と同水準を目指す(2016年 15~34歳の割合 94.3%、全ての世代の割合 94.5%)	

(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

(3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

●現在の課題

- ○就業している女性のうち約5割が第1子出産を機に離職している。25~44歳の女性就業率は近年上昇している(2013年69.5%⇒2016年72.7%)が、子育で期の女性の就業率は依然として低く、女性の管理職割合も低い。
- 〇女性の活躍状況は地域によって異なっているため、地域の実情に応じて効果的に女性の活躍を推進していくことが重要である。住民に 身近な地方公共団体を中心とした地域ぐるみの取組が始まっており、これらの取組は継続して行われる必要がある。
- 〇人口減少に直面する地域において、PTA、自治会、消防団など、地域活動の様々な場面での女性の活躍が不可欠である。
- 〇我が国の女性研究者の割合は増加傾向にあるものの、2016 年時点で 15.3%と、主要先進国と比較しても低水準である。地域の大学等においても、研究と出産・育児・介護等の両立が難しく、研究継続を断念する女性研究者が存在するなど、活躍の場が限定的となっている。
- 〇2016 年 4 月から女性活躍推進法が全面施行され、大企業(労働者数 301 人以上)については、一般事業主行動計画の策定等が義務付けられ、計画に基づく取組が推進されている。その一方で、労働者の 6 割以上は、努力義務である 300 人以下の事業主に雇用されていることから、引き続き、中小企業における女性の活躍も推進していく必要がある。
- 〇女性活躍推進法が施行され、大企業には自社の女性活躍の状況等について情報の公表が義務化されており、その情報公表の場として、「女性の活躍推進企業データベース」を運営し、企業間の比較を可能としているところである。このデータベースについて、掲載企業数や各企業が公表する情報項目数を増やし企業の取組競争をさらに促すとともに、ユーザビリティの向上のための措置を講じる必要がある。

- 〇女性活躍推進法に基づき、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組を自ら実施することを促進する。
- 〇地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体による地域の実情に応じた地域に根差した取組を促進する。
- 〇固定的性別役割分担意識の解消及び地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。
- ○学びを通じ、女性を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。
- 〇研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上など、研究環境のダイバーシティ(多様性)実現に関する目標・計画を 掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援する。
- 〇女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が努力義務である中小企業(労働者数300人以下)に対する行動計画の策定等を

引き続き支援。

〇「女性の活躍推進企業データベース」を活用して情報公表を行う企業数(中小企業を含む。)や各企業が公表する情報項目数の増加の ため、データベースの活用促進等を図るとともに、ユーザビリティの向上のための改修を実施する。

立为 下区为 (7	長期の工程表		
	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	〇女性活躍推進法の施行状況調査の実施及び、	〇女性活躍推進法を踏まえ、多様な主体による連携体制の構築の下、女	
	それを踏まえた、地方公共団体の推進計画策	性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備等、住民に身近な地	
	定等の促進	方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。また、同法	
	〇「女性活躍加速のための重点方針 2017」 策定	に基づく地方公共団体の推進計画の策定等を促進する。さらに、「女性	
	〇地域女性活躍推進交付金等により、地域の実	活躍推進法『見える化』サイト」の充実等により、女性活躍の状況に	
	情に応じた女性の活躍推進に向け、多様な主	関する情報の「見える化」の徹底と活用の促進を図る。	
	体による連携体制の構築やワンストップ支	〇女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における	
	援体制の整備等の地方公共団体の取組を支	金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関	
	援(47 都道府県中 32 都道府県において継続	係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する	
	可能な連携体制が構築済(2017年度))	〇女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在	
	〇女性等を対象とした低利融資制度のほか、全	り方や、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等	
	国各地で実施する「創業スクール」の中で女	と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体	
	性起業家コースを実施	的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究	
取組内容	〇女性の地域活動参画につながる、学び直しに	協議会を開催し、男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支	
双心门台	関する各地域の取組を促進	援の推進を図る	
	〇「女性のチャレンジ応援プラン」策定	〇研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上を通じ	
	〇ダイバーシティ研究環境実現イニシアティ	たリーダー育成など、研究環境のダイバーシティ(多様性)実現に関	
	ブにより、大学等における女性研究者支援の	する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援し、	
	取組を推進	女性研究者が途切れることなくキャリアアップを図ることができる	
	〇両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)	研究環境を整備する	
	の支給	〇これまで女性の参画が少なかった分野(建設業、消防団、タクシー、	
	・企業が、自社における女性の活躍に関する現	トラック、バス、自動車整備業、林業、鳥獣保護管理等)において、	
	状把握と女性の活躍推進の課題(阻害要因)	希望する女性がその担い手として就業・定着し、活躍できるよう、女	
	の分析を行い、課題解決に向けた数値目標と	性が働きやすい職場環境の整備等の取組を推進する	
	取組目標を設定した上で取組を行い、女性活	〇地方公共団体の調達においても、女性活躍推進法に基づき、国の取組	
	躍推進に向けた取組目標及び数値目標を達	に準じたワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する	
	成した場合に助成金を支給	取組が進められるよう、引き続き働きかけを行う	
	○「女性の活躍推進企業データベース」(2016	〇中小企業における一般事業主行動計画の策定等を支援するために必	

	年2月)や「女性役員情報サイト」(2016年	
	9月)の開設等、女性の活躍状況の「見える	│O「女性の活躍推進企業データベース」を活用して情報公表を行う企業
	化」を推進し、女性の活躍に向けた企業の自	数や、各企業が公表する情報項目数の増加、ユーザビリティの向上の
	主的な取組を促進	ための改修を行う
	〇中小企業のための女性活躍推進事業の実施	
	〇女性活躍推進法に基づく国及び地方公共団	
	体の取組を中心に、一覧化して掲載した「女	
	性活躍推進法『見える化』サイト」の充実	
	〇各地域における女性就業率及び指導的地位に	こ占める女性の割合を着実に高める
	・2020 年までに 25~44 歳の女性就業率を 779	%に高める (2016年 72.7%)
	・2020 年までに指導的地位に占める女性の割っ	合を30%程度とする。(指導的地位の代表例である、国の本省課室長相当
2020 年 KPI	職に占める女性の割合 4.4% (2017年)、都	3道府県の本庁課長相当職に占める女性の割合 9.3% (2016年)、民間企
(成果目標)	業(100 名以上)の課長相当職に占める女性の割合 10.3% (2016 年))	
	〇大学の教授等(学長、副学長及び教授)に占	iめる女性の割合を 20% (2017 年度 16.0%) に増加させる
	〇女性活躍推進法に基づく推進計画(女性の職	は業生活における活躍の推進に関する施策についての計画)の策定率につ
	いて、都道府県 100%、市区 100%、町村 70	%の成果目標を 2020 年までに達成する

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

(3)-(エ)-⑤ 地域の実情に即した「働き方改革」の実現

- ●現在の課題
 - 〇ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策 の推進等の「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。

●必要な対応

〇長時間労働対策・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しを含めた様々な問題について各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において重点的に検討を進め、これに対して「地域働き方改革支援チーム」が情報提供や構成員の派遣を行うなどの支援により、地域に即した働き方改革を推進していく取組を、関係府省一体となって支援する((3)-(ア)-①参照)。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に	〇「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」
	対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改	への情報提供や構成員の派遣、各地域での特徴的な取組や実務
	革支援チーム」より情報提供や構成員の派遣、各地	上の課題について情報交換を行う場の設定等により、地域にお
	域での特徴的な取組や実務上の課題について情報	ける先駆的・優良な取組の横展開を継続して実施
 取組内容	交換を行う場の設定等の支援を実施	
双祖内台	〇「「働き方改革アドバイザー」事業設計の手引き」、	
	「「働き方改革アドバイザー」研修コンテンツ」及	
	び「地域における「働き方改革」の促進に向けて 企	
	業・地方公共団体における好事例集」を公表(2017	
	年 5 月)	
2020 年 KPI	○働き方改革に資する各種指標((3)-(エ)-①から④	を参照)
(成果目標)		

(ア) まちづくり・地域連携

Aまちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成

●現在の課題

- 〇人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携の構築が求められている。
- 〇意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、対象地域の圏域形成に向けた検討を後押しすることが必要である。
- 〇各圏域において、その特性を踏まえ、連携中枢都市圏ビジョンに基づき推進する施策や事業に応じて成果指標等を設定し、進捗管理を 行うことが必要である。

- 〇市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用し、民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組を強めていく。
- 〇モデル事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供等を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。
- ○圏域形成に向けた検討を後押しする支援策を検討する。
- ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況を把握する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	 ○23 圏域において連携中枢都市圏を形成(2017年10月時点) ○圏域を構成する市町村の事業実施に係る地方財政措置 ○委託事業の実施 ○国土形成計画(全国計画)への連携中枢都市圏構想の反映 ○連携中枢都市圏に対する支援・内発的な自立発展の推進調査 	 ○連携中枢都市圏に対する支援 ・圏域を構成する市町村の事業実施に係る地方財政措置 ・委託事業の実施、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供 ・「地域経済分析システム(RESAS)」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・補助事業採択における配慮 ・圏域形成に向けた検討を後押しする支援策の検討 ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握
2020 年 KPI (成果目標)	〇連携中枢都市圏の形成数:30 圏域を目指す(2017 年 10 月時点 23 圏域) 〇市町村自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関す る成果目標を設定	

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

Aまちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

●現在の課題

- 〇定住自立圏構想の取組の横展開を図り、更なる圏域形成を促進する。
- 〇各圏域において、その特性を踏まえ、定住自立圏形成協定等に基づき推進する具体的取組に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行 う。

●必要な対応

- ○取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。
- ○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況を把握する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○119 圏域において定住自立圏を形成(2017年10月時点)○地方財政措置により中心市及び近隣市町村の取組を支援○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握	○セミナーの開催による取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行い、新たな圏域形成を促進○地方財政措置により中心市及び近隣市町村の取組を支援○各圏域における成果指標等の設定状況・達成状況の把握
2020 年 KPI (成果目標)	〇定住自立圏の協定締結等圏域:140圏域を目指す(2017年10月119圏域) 〇地方公共団体自らは、圏域の特性を踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行う	

(ア) まちづくり・地域連携

Aまちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-③ 都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

●現在の課題

〇異なる個性を持つ地域と地域が連携してヒト・モノ等の活発な流れを生み出し、イノベーションを創出する「対流促進型国土」の形成に向けて、国土形成計画(広域地方計画)(平成28年3月国土交通大臣決定)に基づく広域連携プロジェクトを官民が連携し早急に具体化する必要がある。

●必要な対応

〇先導的な 13 のプロジェクトについて、各広域地方計画協議会における具体的な事業・取組、実施スキームの企画立案、官民主体の役割分担等に関する検討を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
	〇各圏域におけるプロジェクトの検討体制等の整備	○各圏域において、プロジェクトの具体化に向けた事業内
取組内容	(プロジェクトチーム等の設置)	容等の検討の推進
	〇先導的な 13 のプロジェクトの事例形成支援 等	〇先導的な 13 のプロジェクトの事例実施支援 等
	〇先行事例とする 13 の広域連携プロジェクトのうち、地	域が主体となり自立運営する広域連携プロジェクト数:13
2020 年 KPI		
(成果目標)		

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、	(ア)まちづくり・地域連携
地域と地域を連携する	A まちづくりにおける地域連携の推進

(4)-(ア)-A-④ 東京 23 区と全国各地域との連携の推進

●現在の課題

〇都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深め、各地域の特産品の販路開拓等の産業振興や観光振 興等を図ることが必要である。

●必要な対応

〇東京 23 区における各地域の魅力を発信するイベントや、各地域での体験ツアーの実施など、東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇東京 23 区と全国各地域が連携した取組の検討	○東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進
2020 年 KPI (成果目標)	OKPI については、今後の取組内容の進捗状況を踏まえ、適切な内容を検討の上設定	

(ア) まちづくり・地域連携

B BID 制度を含むエリアマネジメントの推進

(4)-(ア)-B-① BID 制度を含むエリアマネジメントの推進

●現在の課題

- 〇エリアマネジメント活動を推進するに当たっては、安定的な活動財源の確保が必要。
- 〇エリアマネジメント活動は、あくまで民間の自主的活動であるため、活動に対する会費を負担しないにもかかわらず利益を得ている もの(フリーライダー)が生じる可能性がある。

- ○「日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」において取りまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、財源確保をはじめとするエリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。
- 〇都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推 進する。
- 〇エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、景観に配慮した広告の掲出を促すこと等を盛り込んだ景観計画・地区計画等の 景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告による事業収入の増加を図る。
- 〇民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり 事業に対し金融支援を行う。
- 〇エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証実験等(都市利便増進協定等に基づく広場の整備、通路舗装の高質化等)に対し支援 を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
	O2016 年4月より、有識者や関係省庁が参加する「日本	〇「中間とりまとめ」に基づき、フリーライダー(エリア
	版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」	マネジメント活動に対する会費を負担しないにもかか
	を開催し、同年6月に「中間とりまとめ」が取りまとめ	わらず利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマ
	られた	ネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネ
	〇各地のエリアマネジメント活動事例や海外の BID 制度	ジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化
	を紹介する広報資料の作成・公開	などの施策展開を行う
	〇都市再生特別措置法や都市公園法等を改正し、エリア	〇引き続き、各地のエリアマネジメント活動事例や海外の
	マネジメント活動の推進に資する、都市利便増進協定	BID 制度を紹介する広報資料の普及を行う
	制度、都市公園の占用許可の特例、都市公園の公募設置	○都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金
	管理制度等を創設	等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリ
	〇エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、	アマネジメントを推進する
取組内容	屋外広告物条例による広告物の掲出禁止区域であって	〇エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、景
3X/111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	もエリアマネジメント広告の掲出を許可するなどの規	観に配慮した広告の掲出を促すこと等を盛り込んだ景
	制の弾力化	観計画・地区計画等の景観・街並みに関するルールの作
	〇民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立	成を地方公共団体に促し、広告による事業収入の増加を
	ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション	図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成によ
	等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施	る魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴
		史的風致維持向上計画の策定を促進する
		〇引き続き、民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連
		携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベー
		ション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を
		実施
		〇エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証実験等
		に対し支援を行う
2020 年 KPI		マネジメント活動に対する会費を負担しないにもかかわら
(成果目標)		メント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメン
^(成果目標) トの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開を行う		2、東展開を行う

(ア) まちづくり・地域連携

C 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たって の政策間連携の推進

(4)-(ア)-C-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

●現在の課題

- 〇地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれており、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。
- ○都市のコンパクト化等に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、また、サービス産業等都市における諸活動の生産性革命に大きく貢献するものであるという視点に立って、総合的に検討する必要がある。
- 〇また、空き地・空き家が時間的・空間的にランダム性をもって発生し、都市構造の低密度化等を通じてコンパクトシティの形成を阻害 する「都市のスポンジ化」について、適切な対策を講じる必要がある。
- 〇多くの地方公共団体にとって、老朽化・拡散した公共公益施設の更新・再編等は喫緊の課題であり、その際、民間資金・ノウハウを活用して整備を行うことが有効であるが、収益性等の観点から、大都市中心部を除き、リスクを引き受けることができる民間事業者が限られ、事業が円滑に進まないことが多い。

- 〇都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)における立地適正化計画制度及び地域公共交通網形成計画制度に基づき、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。
- 〇また、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」(事務局:国土交通省)に おいて、
 - ・都市の中心拠点等にアクセスするための生活交通の確保・維持等の事業についての支援
 - ・まちづくりと公共施設再編の連携促進
 - ・地域医療施策、地域包括ケアシステム施策、子育て支援施策とコンパクトシティ施策との一体的推進
 - ・コンパクトシティの実現、公共交通網の再構築、施設整備等に係る金融機関の企画段階からの関与の在り方
 - など、関係省庁を挙げて、横の連携を強化し、まちづくりの現場の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図る。

- 〇コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、コンパクトシティ形成支援チームの枠組を活用するなどして以下の取組を進める。
 - 1. 関係省庁が連携したコンサルティングや支援施策の充実を行い、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する(立地適正化計画の作成 市町村数に係る評価指標: 150 市町村→300 市町村)。
 - 2. 健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の「見える化」や効果検証を促すとともに、関係省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。
- 3. 都市機能の高度化、都市活動の生産性向上等を図るため、人工知能(AI)・IoT 等の先進的技術をまちづくり分野に取り入れた実証的な取組により、スマートシティを推進する。
- 4. 今後さらなる増加が見込まれる空き地等の低未利用地について、地域住民やコミュニティの力を借りながらこれらを空間資源として有効に利活用し、賑わい・交流の創出等を通じてエリア全体の価値向上へつなげるというまちづくりの視点に立って、その利活用・ 集約再編や、地域共同による公共的施設の整備・管理を促進するための措置を講じる。
- 5. 民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等に資する事業に対して、金融支援を行う。
- 6. 効率的で利便性の高い地域公共交通網の構築について、地方公共団体との連携強化や地域公共交通網の形成に関する好事例の共有等を図り、まちの活力の創出に資する地域公共交通網の形成を促進するとともに、全国の公共交通機関を網羅した経路検索の可能化や相互利用可能な交通系 IC カードの普及・拡大を通じ、公共交通の利便性の向上を図る。
- 7. 人口減少、地域経済縮小等の課題を抱える地方都市において、都市のコンパクト化、拠点地域の形成を図るとともに、官民連携の推進や地域資源の活用により、地域の稼ぐ力の向上に積極的に取り組もうとする地方再生コンパクトシティ(仮称)を30程度選定し、総合的かつ集中的に支援する。
- 8. 空洞化が進行した中心市街地の拠点的なビル等の再生に向けて、これまでの再生事例やそれに携わった専門家による取組の紹介等 を行う相談窓口を整備する。

	2017 年度まで	2018 年度以降 (2019 年度まで)
取組内容	○「コンパクトシティ形成支援チーム」の設置 ○「コンパクトシティの形成に関する支援施策集」の取りまとめ、改訂等 ○平成 28 年度予算等における支援施策の充実・連携強化 ○「先行的取組事例集」の公表 ○都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する ○コンパクトシティ化による効果に関する指標の開発・提供 ○歩行量に関するガイドラインの作成	〇市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実・連携強化 〇優良な取組に対する省庁横断的な支援・モデル都市の形成等 〇市町村の取組の状況や成果、課題などを関係省庁で継続的に モニタリング・検証し、実効的な PDCA サイクルを推進 〇人の属性ごとの行動データを把握するシステムの構築 〇都市インフラ整備・管理の生産性向上に向けた、人工知能 (AI)・IoT 等の先進的技術を活用した実証実験を実施する 〇低未利用地の利活用・集約再編や、地域共同による公共的施
2020 年 KPI (成果目標)	(二)	

(ア) まちづくり・地域連携

D 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

(4)-(ア)-D-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

●現在の課題

〇地方都市において、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、 民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。その際には、地域資源を最大限に活用し、新たな需要の創出や地域への誇りや愛着 の醸成等を図る取組と一体となって、空き店舗等の遊休資産の再生・活用等により、収益力を高める地域空間の形成を図る。

- 〇中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」 づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、複合的な機能(商業、 文化、教育、医療、福祉、居住等)の整備支援の充実を図る。
- 〇「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応などの視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂する。
- 〇地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ 100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、 稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。
- 〇中心市街地において、空き店舗等のリノベーション等を選択しやすくするほか、優れたノウハウを各地域で導入できるよう成功事例の 普及とともにまちづくり関係者の研修を行うとともに、例えば、商店街において大きな課題となっている後継ぎ問題について地方公共 団体が取り組もうとする場合には「事業引継ぎ支援センター」で蓄積されたノウハウを移転する支援を行うなど、空き店舗、空き家、 古民家等の地域の遊休資産を有効活用するための制度・政策等の充実を図る。
- 〇クラウドファンディング等の手法を用いた空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、地方創生型の新たな不動産証券化制度を活 用した案件の形成を支援する。
- ○地方創生に資する不動産流動化・証券化に関する事例集等を取りまとめ、関係者への周知を図る。
- ○空き家等の既存建築物の他用途への円滑な転用等に向けた建築規制の更なる合理化に取り組む。
- 〇空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体が計画を策定し定められた地域において、地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対して、地方創生推進交付金を通じた重点支援や、空き店舗を活用した施設整備補助等、地方再生コンパクトシティ(仮称)、商店街における子育てしやすい環境の整備など関係省庁による総合的な支援と同時に、計画達成

に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空き家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築を目指す。

- 〇遊休資産や個人の余った時間の有効利用を促進するシェアリングエコノミーについて、「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基づき、地域へシェアリングエコノミー伝道師を派遣するとともに、地域の課題解決や経済活性化の取組を促進する「シェアリングエコノミー活用推進事業」等によって、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの導入・連携を支援する。
- 〇「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けて、地域の実情に応じて適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、参考となる KPI の選択肢例について、RESAS の開発状況等を踏まえ充実を図ることとする。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇中心市街地等の活性化に向けた即効性の	〇中心市街地等の活性化に向けた即効性のある商業施設等の整備を支援
	ある商業施設等の整備を支援	〇包括的政策パッケージの改訂
	〇包括的政策パッケージの改訂	〇「地域のチャレンジ 100」の普及
	〇「地域のチャレンジ 100」の普及	〇「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の普及
	○「ローカル版知的対流拠点づくりマニュ	〇商業施設等整備支援におけるリノベーション支援の拡充
	アル」の普及	〇空き店舗活用ノウハウの普及、研修の拡充
	〇空き家等の既存建築物の他用途への円滑	〇地方創生型の新たな不動産証券化制度を活用した案件形成の支援、地
	な転用等に向けた建築規制の更なる合理	域の関係事業者に対する普及・啓発
	化	〇地方創生に資する不動産流動化・証券化事例集等の普及
	〇地方創生に資する不動産流動化・証券化	〇空き家等の既存建築物の他用途への円滑な転用等に向けた建築規制の
取組内容	に関する事例集等を取りまとめ、関係者	更なる合理化
	に周知	〇コンパクトシティを推進する都市の中から、地方都市の再生と地域経
	〇「シェアリングエコノミー促進センター」	済の活性化を合わせて取り組む都市を選定し、ハード・ソフト両面か
	を政府部内に設置	ら総合的かつ集中的に支援
	○クラウドファンディング等の手法を用い	〇シェアリングエコノミー伝道師の派遣等を通じ、シェアリングエコノ
	た空き家等の遊休不動産の再生を促進す	ミーの導入・連携を図る地方公共団体を支援
	るための不動産特定共同事業法(平成6	OKPI の選択肢例について、RESAS の開発状況等を踏まえて充実を図る
	年法律第77号)の改正	
	OKPI の選択肢例について、RESAS の開発状	
	況等を踏まえて充実を図る	
2020 年 KPI	〇来訪者数を増加させる等の波及効果が高い	N商業施設等を整備する民間プロジェクト数 60 件を目指す
(成果目標)		

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに
地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

(4)-(ア)-E-① 官民連携·「見える化」の推進

●現在の課題

〇まちづくりにおける企画・立案から具体的なプロジェクトの実施の段階に至るまで、官民が連携する体制が整っておらず、「育てる」 まちづくりに向けた一貫した取組が進んでいない。

●必要な対応

- 〇まちづくりの企画・立案の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言士 の幅広い合意と協力を得ることにより、エリアの特徴をいかした「育てる」まちづくりを進める。
- 〇国内外の取組を参考に、官民連携等の在り方や「見える化」について検討を進めるとともに、先行事例の周知等により取組の裾野の拡 大を図る。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇国内外の取組を参考に、官民連携等の在り方や「見え	〇内閣府、国土交通省にて地域プラットフォーム形成
	る化」について検討を進めるとともに、先行事例の周	支援を継続実施。また、プラットフォームがまだ形
	知等により取組の裾野の拡大を図る	成されていない地域に対して運用マニュアルを周知
	〇内閣府、国土交通省にて地域プラットフォームを形成	する等により形成促進を図る
	しようとする地域の地方公共団体等の支援を実施。ま	〇まちづくりにおける効果等を「見える化」する手法
取組内容	た、先行事例を基に形成から効果的な運営までの実施	の普及に取り組む
	方法をまとめた「運用マニュアル」を作成	
	(注)地域プラットフォームとは、地域における PPP/PFI 事業の関係者間の	
	連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された協議の場で	
	あり、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等	
	の地域づくりへの展開にも活用される。	
2020 年 KPI	〇地域プラットフォームの形成数:47(2018年度まで)(2017年4月1日時点:31)
(成果目標)		

(ア) まちづくり・地域連携

E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

<u>(4)-(ア)-E-② BID 制度を含むエリアマネジメントの推進(再掲)</u>

●現在の課題

- 〇エリアマネジメント活動を推進するに当たっては、安定的な活動財源の確保が必要。
- 〇エリアマネジメント活動は、あくまで民間の自主的活動であるため、活動に対する会費を負担しないにもかかわらず利益を得ている もの(フリーライダー)が生じる可能性がある。

- 〇「日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」において取りまとめられた「中間とりまとめ」を踏まえ、財源確保をはじめとするエリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。
- 〇都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推 進する。
- 〇エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、景観に配慮した広告の掲出を促すこと等を盛り込んだ景観計画・地区計画等の 景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告による事業収入の増加を図る。
- 〇民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり 事業に対し金融支援を行う。
- 〇エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証実験等(都市利便増進協定等に基づく広場の整備、通路舗装の高質化等)に対し支援 を行う。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	○2016 年 4 月より、有識者や関係省庁が参加する「日本	〇「中間とりまとめ」に基づき、フリーライダー(エリア
	版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策検討会」	マネジメント活動に対する会費を負担しないにもかか
	を開催し、同年6月に「中間とりまとめ」が取りまと	わらず利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマ
	められた	ネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネ
	〇各地のエリアマネジメント活動事例や海外の BID 制度	ジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化
	を紹介する広報資料の作成・公開	などの施策展開を行う
	○都市再生特別措置法や都市公園法等を改正し、エリア	〇引き続き、各地のエリアマネジメント活動事例や海外の
	マネジメント活動の推進に資する、都市利便増進協定	BID 制度を紹介する広報資料の普及を行う
	制度、都市公園の占用許可の特例、都市公園の公募設	〇都市公園の公募設置管理制度の活用等により、民間資金
	置管理制度等を創設	等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリ
	〇エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、	アマネジメントを推進する
取組内容 取組内容	屋外広告物条例による広告物の掲出禁止区域であって	〇エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、景
42/11/14	もエリアマネジメント広告の掲出を許可するなどの規	観に配慮した広告の掲出を促すこと等を盛り込んだ景
	制の弾力化	観計画・地区計画等の景観・街並みに関するルールの作
	〇民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立	成を地方公共団体に促し、広告による事業収入の増加を
	ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベーション	図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成によ
	等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を実施	る魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴
		史的風致維持向上計画の策定を促進する
		〇引き続き、民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連
		携して立ち上げるファンドにより、遊休資産のリノベー
		ション等を行う民間まちづくり事業に対し金融支援を
		実施
		〇エリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証実験等
		に対し支援を行う
2020 年 KPI		マネジメント活動に対する会費を負担しないにもかかわら
(成果目標)	ず利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメン	
	トの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開を行う	

(ア) まちづくり・地域連携

F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-F-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

a. 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用

●現在の課題

- 〇財政状況が厳しさを増す中、真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを 最大限活用することが急務である。
- 〇できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。
- 〇地方公共団体において、ノウハウの不足や体制の不十分さ等から、所有する公共施設・公的不動産の活用が進んでいない。

- 〇「PPP/PFI(注1)推進アクションプラン(平成29年度改定版)」(2017年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)に新たに「公的不動産における官民連携の推進」を明記したところであり、地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資ビジネス機会の創出に繋げるための官民連携に積極的に取り組むほか、引き続き公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用した事業に取り組む。また、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援、株式会社民間資金等活用事業推進機構を中心としたプロジェクト組成の推進等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。
 - (注1) PPP は、Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFI は、Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。
- ○不動産証券化手法等を活用し、公的不動産 (PRE)(注2)の有効活用を推進する。
 - (注2) Public Real Estate の略。PRE が我が国の全不動産に占める割合は約 1/4 と非常に大きく、コンパクトシティの推進等のまちづくりにおいて、PRE を有効に活用することが重要となっている。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	O「PPP/PFI 推進アクションプラン (平成 29 年改定版)」の	OPPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みについ
	推進施策に「公的不動産における官民連携の推進」を新	て、構築済の地方公共団体に対しては的確な運用が、
	たに明記	未構築の地方公共団体 (人口 20 万人未満も含む。) に
	OPPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築を国	対しては構築が促進されるよう、課題把握や優良事
	及び全ての人口 20 万人以上の地方公共団体に要請	例等の横展開等を通じて支援
	○専門家派遣や地域プラットフォーム等を通じて、地方公	〇専門家派遣や地域プラットフォーム等を通じた具体
	共団体における具体的な案件の形成を支援	的な案件形成支援を継続して実施
	〇「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用の	〇改訂した手引書を活用し、地方公共団体における、不
	あり方に関する検討会」において、「公的不動産(PRE)の	動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の民間活
取組内容	活用事例集」を取りまとめた	用を促進する
42/1017 19-0	〇不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用の在	
	り方に関する「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き~	
	民間による不動産証券化手法等への対応~」を取りまと	
	め、地方公共団体に対して、不動産証券化手法等による	
	公的不動産(PRE)の活用方法を周知するとともに関連モ	
	デル団体支援事業を実施した	
	〇地方公共団体への専門家の派遣や民間事業者等の関係者	
	との協議を通じて、公的不動産(PRE)の証券化を進める	
	ための条件の調査・検討を実施し、現行の手引書の改善	
	点を検討の上、改訂を行う	
2020 年 KPI	〇公的不動産の有効活用を図る PPP 事業規模(2013 年度から	ら 2022 年度までの 10 年間): 4 兆円(2015 年度分まで:
(成果目標)	0.9 兆円)	

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、

(ア) まちづくり・地域連携

地域と地域を連携する

F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-F-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

b. 空き家対策の推進

●現在の課題

- 〇空き家の総数は 820 万戸(賃貸や売却予定のない空き家等は 318 万戸)(2013 年) で全住宅の 13.5%に上る。とりわけ地方では賃貸や 売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加している。老朽化や危険性から除却が求められる空き家も多く存在する。
- 〇一方、既存住宅の活用については、我が国では欧米に比較し既存住宅の流通市場が小さく(全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは日本 14.7% (2013 年)、米国 83.1%、英国 87.0%)、住み替え回数も少ない(英米の 1/3~1/4) ことから、結果的に十分な利活用がなされていない状況である。既存住宅の価格上の評価も一律に減価し、木造戸建ての場合、20 年程度でゼロになることも、流通が進まない一因となっている。
- 〇このため、市場において、物理的には住宅があるにもかかわらず、適正な価格で流通していない状況に加え既存住宅の質に対する不安 等もあり、まちづくりにおいての活用や住み替えの受け皿になっていないとの指摘もある。

- ○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策を推進する。
 - ・市区町村による空家等対策計画の策定の推進
 - ・空き家に対する市町村の取組への支援
 - ①滞在体験施設としての活用など空き家の利活用の促進
 - ②居住環境の整備改善を図る観点から、老朽化等の問題がある空き家について除却を促進する取組を支援
 - ・市町村、専門家団体等によるモデル的な取組への支援と横展開
- 〇空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進させる。
- 〇空き家を含めた既存住宅の流通促進に向けて、既存住宅の質の向上を図るとともに、既存住宅が適正に評価され、安心して購入できる 環境を整備する(新たな住宅循環システムの構築)。
 - ・住宅の長寿命化やリフォームの推進など既存住宅の性能向上
 - ・既存住宅の建物評価の改善とその既存住宅流通市場・金融市場への定着、リフォームー体型ローンや高齢者等の住宅資産活用のため のリバースモーゲージの供給促進等に向けた市場環境の整備
 - ・既存住宅の質に対する不安を解消するための建物状況調査(インスペクション)及び住宅性能表示の普及・定着、瑕疵保険の充実等
 - ・「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅 を選択できるようにするため、耐震性があり、建物状況調査(インスペクション)等が行われた住宅であって、リフォーム等につい

て情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章(「安心R住宅」)を付与するしくみの創設

- ・不動産情報に関する情報提供基盤の充実
- 〇民間都市開発推進機構が地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアをマネジメントしつつ、複数のリノベーション 事業等を連鎖的に進めていく。
- 〇クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、地方創生型の新たな不動産証券化制度を活用 した案件の形成を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	○空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に併せ	〇地方公共団体が取り組む、空き家の実態調査、活用・除却につ	
	て、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施	いての支援	
	するための基本的な指針」及び「「特定空家等に対す	〇良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新	
	る措置」に関する適切な実施を図るために必要な指	たな住宅循環システムの構築を推進する	
	針」を策定	〇不動産総合データベースの構築	
	○地方公共団体が取り組む、空き家の実態調査、活用・	○全国版空き家・空き地バンクの本格運用、先進的な取組を行う	
	除却についての支援	不動産関連団体への支援等を通じ、空き家の円滑な流通・マッ	
	〇空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓	チングを促進	
	口の設置、空き家の活用・除却等の地方公共団体が	〇地方創生型の新たな不動産証券化制度を活用した案件形成の	
	行う空き家対策について、地方財政措置を創設	支援、地域の関係事業者に対する普及・啓発	
取組内容	〇取引時におけるインスペクションの活用等を促進す		
	るための宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176		
	号)の改正		
	〇全国版空き家・空き地バンクの構築・活用、先進的		
	な取組を行う不動産関連団体への支援等を通じ、空		
	き家の円滑な流通・マッチングを促進		
	〇クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等		
	の遊休不動産の再生を促進するための不動産特定共		
	同事業法(平成6年法律第 77 号)の改正		
	〇良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制		
	される新たな住宅循環システムの構築を推進する		
	〇空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合(2025年まで):おおむね8割		
2020 年 KPI	〇賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数(2025 年まで): 400 万戸程度に抑える(2013 年: 318 万戸)		
(成果目標)	〇既存住宅流通の市場規模 (2025 年まで): 8 兆円 (2013 年: 4 兆円)		
(/ / /	〇リフォームの市場規模(2025 年まで): 12 兆円(2013 年: 7 兆円)		

(ア) まちづくり・地域連携

F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(ア)-F-② インフラの戦略的な維持管理·更新等の推進

●現在の課題

- 〇高度経済成長期以降に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化する。
- ○多くのインフラで維持管理に必要な情報(施設諸元、老朽化の進展状況等)が不明である。
- 〇地方公共団体は多くのインフラを管理するが、技術や人材、財源が不足している。

●必要な対応

- 〇個別施設ごとの長寿命化計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。
- 〇メンテナンス技術の開発・導入や予防保全の考え方に基づく長寿命化の推進によって、トータルコストを縮減・平準化する。
- 〇地方公共団体の公共施設等総合管理計画の策定を促進するとともに、地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を実施する。
- 〇将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置等を推進するため、「まちづくりのための公的不動産 (PRE) 有効活用ガイドライン」を周知する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	O13府省庁においてインフラ長寿命化計画(行動計画)	〇インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の策定促進
	を策定(2015 年度末時点)	〇地方公共団体における公共施設等総合管理計画や個別施設計
 取組内容	Oインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会	画に基づく取組の支援
以租内台	議幹事会において、「インフラの戦略的な維持管理・	
	更新等のための地方公共団体及び所管法人等に対す	
	る支援策」を取りまとめ	
	〇インフラ長寿命化計画(行動計画)策定率: 2016 年度までに 100% (2017 年 3 月: 79%)	
2020 年 KPI	〇インフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定率: 2020 年度頃までに 100%	
(成果目標)	〇公共施設等総合管理計画策定率: 2016 年度までに 100%	
	〇センサ等の活用による点検・補修を実施する国内の重要・老朽インフラの割合: 2020 年度頃までに 20%	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るととも

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

に、地域と地域を連携する

- (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進
- (4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進
- (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保
- (4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

●現在の課題

- 〇中山間地域等における持続可能な地域づくりのためには、地域住民自らが主体となり、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」を策定し、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や地域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)を形成することが重要である。また、地域運営組織の持続的な活動にあたっては、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携が重要である。
- 〇また、地域の状況に応じ、地域住民の取組や交流・ふれあいを進めるための活動拠点や、生活サービスの受益や地域の仕事づくりに役立つ、利便性の高い土地利用や集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等を進めることが課題となっている。

- 〇地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成を進めるため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、 公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。
- 〇地域の課題解決のための持続的な取組体制を確立するため、先発事例を体系的に整理・提供するとともに、各府省庁の事業、外部人材 (導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用)、中間支援組織等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援 するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。
- 〇フォーラムや交流会等による情報交流や、手引き等の作成、優良事例の横展開やポータルサイトを通じたプラットフォームづくりを推進するとともに、各地における取組効果の「見える化」を促進する。
- 〇「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的 な検討を進める。
- 〇地域で暮らしていける生活サービスを維持・確保するため、先発事例の整理・情報提供等により地域再生計画を活用した「小さな拠点」 の形成に資する取組の一層の普及・推進を図る。
- 〇拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進するとともに、高齢者の生活サービスの維持・確保のため、介護保険法に基づ く市町村が行う地域支援事業との連携を推進する。
- 〇住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、

安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。

- 〇域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018 年に離島、山間部における小型無人機を活用した荷物配送を本格化させる仕組みを導入する。
- 〇地域における仕事・収入を確保するため、中山間地農業の特性に着目した底上げを図った上で、地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進するとともに、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。
- 〇「田園回帰」の促進に向け、実態把握や要因分析のほか、地域における移住者の受入れ・支援体制の整備(移住者の受入れを行っている地域運営組織の紹介や小さな拠点における相談窓口の設置等)等に向けた普及啓発を図る。
- 〇「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の充実と活用促進等により地域 運営組織の資金調達力の向上を図る。
- 〇将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における育成を推進する。
- 〇生活サービス機能の向上(診療所、保育所、役場機能等の集約や、地域の公共交通の結節点整備等)、移住の促進、地域の産業や観光 の振興等を図るため、「道の駅」等を核とした地方創生に資する「小さな拠点」の形成を目指した取組を支援する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)	
	〇改正地域再生法の施行(「小さな	〇地方版総合戦略に基づく市町村における「小さな拠点」の本格的な形成・運営	
	拠点」の形成に係る地域再生土	〇地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開	
	地利用計画制度の創設)	〇ポータルサイトを通じたプラットフォームづくりや取組効果の「見える化」	
	〇窓ロー元化等関係府省庁の連携	〇改正地域再生法に基づく取組(地域再生土地利用計画の策定)の推進	
	した事業の実施	〇関係府省庁の事業や地方創生推進交付金等による地域住民の取組の推進	
取組内容	○先発事例の整理・情報提供、手引	〇「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏ま	
	きや法人化促進のためのガイド	えた地縁型組織の法人化に適した法人制度の検討	
	ブックの作成	〇「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対	
	〇小さな拠点に関するポータルサ	する所得税の特例措置の活用促進	
	イトの開設	〇無人自動運転移動サービスに係る公道実証の実施	
	〇「小さな拠点」(地域住民の活動	・交流や生活サービス機能の集約等の場)の形成数:1,000か所を目指す(2017年度	
2020 年 KPI	908 か所)		
(成果目標)	〇住民の活動組織(地域運営組織)	の形成数:5,000 団体を目指す(2016 年度 3,071 団体)	

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

(4)-(イ)-⑤ 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

●現在の課題

- 〇集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ま しい。
- ○今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や学校がなくなることによる地域コミュニティの 衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進 する必要がある。
- 〇休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

●必要な対応

- 〇地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、地方公共団体の主体的な検討や具体 的な取組をきめ細やかに支援する。
 - 学校を統合する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
 - ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
 - 休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇「公立小学校・中学校の適正規模・適正	〇以下の全ての場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図る
	配置等に関する手引」を策定・周知	とともに、優れた先行事例の創出・普及など、活力ある学校づくりに向け
	O統合による魅力ある学校づくりや、統	た市町村の主体的な検討や具体的な取組に対するきめ細やかな支援の拡充
取組内容	合困難な地域における教育環境の充実	を図る
	に向けた取組を支援	・学校統合を行う地方公共団体の支援
	〇文部科学省に休校再開支援窓口を設置	・小規模校を維持する場合の教育活動の高度化
		・休校した学校の再開支援の推進
2020 年 KPI	〇統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が	
(成果目標)	着手 (2016 年 5 月 58%)	

- (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(4)-(ウ)-① 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題への対応

●現在の課題

- 〇今後、大都市圏(特に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県)の高齢化に伴い、医療・介護需要が急速に増大する。
- 〇大都市圏は、交通網の発達により患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、狭い範囲に集住していることなどの特徴があり、需要推計 及び実効性のある対応策を実施するためには、これらの特徴を踏まえた広域的な視点からの検討が必要である。

●必要な対応

- 〇都道府県が患者の流出入等の状況を反映して策定した、医療需要の将来推計を含む地域医療構想を踏まえ、2018 年度からの医療計画及び介護保険事業支援計画を策定した上で、これらに基づく取組を進める。
- 〇大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対して対応可能な取組(広域単位での連携、在宅医療・介護の推進等)を実施する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇東京圏の医療需要の将来推計について、国と都県が連携 しながら、患者の流出入等を加味した上で推計を実施 ※介護については、2015年度からの第6期介護保険事業支援計画 において、2025年度の介護需要の将来推計を実施済み	〇都道府県において策定した地域医療構想を推進するとともに、国と都県が連携しながら、2018年度からの地域医療構想を含む第7次医療計画及び第7期介護保険事業支援計画の下で施策を推進
2020 年 KPI (成果目標)	〇大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画を策定し、その下で施策を推進	

- (4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題 への対応

(4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

●現在の課題

- 〇大都市近郊の住宅団地は高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進 行している。また、団地及びその周辺においては、
 - ・見守り、介護・医療などの生活支援サービスの提供が不足している
 - ・子育て世帯が地域に定着しないなど、多様な世代によるコミュニティ形成がなされていない
 - ・賃貸住宅自体の老朽化等に伴う、建替え・改修など、団地全体の再編が必要となっているといった状況にある。

●必要な対応

- 〇公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉拠点等の併設により、団地及び周辺地域に対する高齢者の地域包括ケアの拠点の形成や高齢者世帯、子育て世帯など多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動を活性化させる。
- 〇特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、多様な主体の連携・協働により、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域を再編する。
- ○高齢者の増大に対応する医療・介護等の地域包括ケアシステムを構築する。
- 〇地域包括ケアシステムと連携した「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇住宅団地等における併設施設の整備に対して支援を実施 〇地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援	〇公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を促進する取組を 推進
2020 年 KPI (成果目標)	〇独立行政法人都市再生機構(UR)の団地の地域の医療福祉団地のうち、2020年度までに100団地程度、2025年度まで建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)による施設の併設率:2016年度~2025年度の期間内に建替え	でに 150 団地程度で拠点化) 3ける、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資す

- (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(4)-(ウ)-③ 東京圏をはじめとした大都市圏の少子化問題への対応

●現在の課題

○東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏をはじめ、大都市圏において、「地域アプローチ」が特に重要である。そして、東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

●必要な対応

- 〇平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏をはじめ、大都市圏においては、地域の実情に即した「働き方改革」など「地域アプローチ」の取組を進める。
- 〇東京圏及び国の共同開催による連絡会議の場等を活用し、東京圏が連携・協力することが効果的と考えられる取組の方向性を取りまとめ、これに基づいて、取組を進める。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇2015 年9月に「地域少子化対策検証プロジェクト」を設置し、「地域少子化・働き方指標」(2015 年 10 月に第 1 版、2016 年 2 月に第 2 版、2017 年 5 月に第 3 版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016 年 2 月に第 1 版、2017 年 5 月に第 2 版)を公表した 〇東京圏及び国の共同開催による連絡会議において、総合戦略の策定・推進等に関する情報・意見交換を行い、東京圏で連携・協力して取り組むことが効果的と考えられる少子化問題への対応などについて、その方向性を取りまとめた	〇引き続き、東京圏及び国の共同開催による連絡会議等の場を活用し、東京圏で連携して、少子化問題への対応などの取組を進める
2020 年 KPI (成果目標)	〇東京圏が連携・協力して行う少子化問題への対応などの取組に を推進	こついて、各都県の総合戦略に盛り込み、その下で施策

- (4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

(4)-(エ)-① 消防団等の充実強化・ICT 利活用による、住民主体の地域防災の充実

●現在の課題

- 〇地域において住民が安心して生活することができるようにするためには、住民一人一人が防災意識を持つことが重要である。
- 〇地域防災の担い手となってきた消防団は地域コミュニティの維持、振興に貢献しているが、人口減少、少子高齢化に伴い、消防団員を 確保することが困難となっている。
- 〇それぞれの地域において、地域の実情に応じた、きめ細やかな災害等に関する情報を、地域の住民一人一人が瞬時に把握し、的確に行動することができる体制を確保することが求められている。

●必要な対応

- 〇団員数の増加している女性や学生等の入団を更に促進すること等により、消防団員を確保・増員するとともに、自主防災組織等との連携を推進する。
- 〇Lアラートの普及展開を加速すること等により、きめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を整備する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇消防団を中核とした地域防災力の充実強化	〇消防団を中核とした地域防災力の充実強化
	〇G空間防災システムの普及展開や都道府県に	〇G空間防災システムの普及展開や都道府県におけるLアラートの導
	おけるLアラートの導入及び迅速な情報発信	入及び迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進、地図化等に
取組内容	や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた	よる災害情報の視覚化・多様なメディアとの連携実現等に向けた取組
	取組を推進	を推進
	〇地方公共団体の通常防災業務の一環としての	〇地方公共団体の通常防災業務の一環としてのLアラート活用
	Lアラート活用	
2020 年 KPI	○全邦道府世に」アラートを道入(2017 年 11 日時占 <i>A</i> 5 邦道府世)	
(成果目標)		
()从木口惊/		

(4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに	Ξ,
地域と地域を連携する	

(オ) ふるさとづくりの推進

(4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

●現在の課題

- 〇人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」がその存在そのものの危機に瀕しつつある状況である。
- 〇「ふるさとづくり有識者会議報告」(2014年3月)において、ふるさとづくり推進組織との協働やふるさとづくりコーディネーターの育成による「ふるさとづくり」の担い手の育成、「ふるさと学」の推進による「ふるさと」に対する誇りの回復が提言されている。

●必要な対応

- ○「ふるさとづくり」の成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニュー等を情報提供すること等により、ふるさとづくりを 推進する組織やふるさとづくり活動の地域の核となる人材の育成を推進する。
- 〇「ふるさと」の誇りの泉源となる、固有の自然や歴史、文化等について、今一度体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育などの様々な機会において学ぶ活動を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇ふるさと学の推進等に資する「ふるさとづくり推進ポータルサイト」を	〇「ふるさとづくり推進ポータルサイト」
	構築し、情報を収集し発信	による情報発信
	〇ふるさとづくり有識者会議が取りまとめた冊子『「ふるさとづくり」の	〇ふるさとづくり実践活動チームによる
	推進に向けて』をふるさとづくり推進組織に情報提供	取組を引き続き行う
取組内容	〇ふるさとづくり実践活動チームによる、全国各地域のふるさとづくり推	
	進組織等との意見交換等を通じて、当該地域におけるふるさとづくり活	
	動の進展に資するとともに、その活動モデルを発信、共有して全国各地	
	域への波及を図る取組を実施。2017 年7月までの活動をとりまとめた	
	『ふるさとづくり実践活動事例集』を各地方公共団体等に情報提供	
2020 年 KPI	〇ふるさとづくり推進組織の数を 1 万団体に増加 (2013 年度 3, 291 団体)	
(成果目標)		

- (4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-① 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

●現在の課題

〇急速な高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その 結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域 の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が 取り組むことを推進する必要がある。

●必要な対応

〇地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供することにより、各地域での取組を推進する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多	〇地域における先駆的・優良な取組について、地方創
	くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組	生推進交付金等の活用を促進するような取組事例を
取組内	容 めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供	示すなど、幅広い活用を支援
	〇地域におけるヘルスケア産業創出の支援	〇ヘルスケア産業創出のため、関係者の連携促進や、
		社会実装のための実証支援
2020年1	○2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸(2010 年比)(2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸)	
(成果目	票) 〇ヘルスケア産業の市場規模を、現在の4兆円(2012年)から	10 兆円(2020 年)に成長(2015 年度 5.5 兆円)

- (4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-② 地域共生社会の実現

●現在の課題

〇急速な少子高齢化、人口減少等により、世帯構造の変化や地域社会の足腰が脆弱化している中で、地域の多様な人々が支え合う機能を 強化するとともに、地域社会の課題について、社会保障やまちづくりなどの分野と連携して、空き家などの地域資源と繋がることにより、地域に循環を生み出すことが必要である。

●必要な対応

〇子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニ ティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、民間の活力を 活用するため、保健福祉の分野で、社会保障の枠を超えた地域づくりに参画できる環境を整備する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
	〇地域や個人が抱える様々な生活課題を、地域住民と行政等が	〇改正社会福祉法において、公布後3年を目途に全国
	協働し、公的な体制による支援とあいまって解決する包括的	的な体制整備に向けた検討を行うこととしており、
	な支援体制づくりを進めることを市町村の努力義務とする社	まずはモデル事業の実施を通じて課題や論点等を
	会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)改正案の成立	整理していく。
	〇地域共生社会の実現に向けた地方公共団体の創意工夫ある取	〇これらの取組を通じ、市町村における総合的な相談
取組内容	組を支援するモデル事業を 100 地方公共団体程度で実施	支援体制作りを進め、2020 年~2025 年を目途に全
	〇改正社会福祉法においては、市町村が包括的な支援体制を整	国展開を図る。
	備する上での指針を国が策定することとしており、併せて、地	〇引き続き、民間の活力を社会的課題の解決に活用す
	域福祉計画のガイドラインについても見直しを行う。	るため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定
	〇民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、モデル事業	等の環境整備を行う。
	の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備を行う。	
2020 年 KPI	〇2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸(2010 年比)(2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸)	
(成果目標)		

- (4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-③ 地域包括ケアシステムの構築

●現在の課題

- 〇平成 28 年 10 月 1 日現在の人口推計によると、我が国の 65 歳以上の高齢者人口は、3,459 万 1 千人、総人口に占める割合(高齢化率)は 27.3%となっており、平成 29 年の将来推計人口(中位仮定)では 2042 年の 3,935 万 1 千人でピークを迎えるものの、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。
- 〇また、大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況に大きな地域差があるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

●必要な対応

〇団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム(医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制)の構築を推進することで、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域づくりを進める。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○2018 年度からの地域医療構想を含む第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画の同時策定に向けた取組を実施 ○地域支援事業による在宅医療・介護連携、生活支援・介護予 防等の推進	〇第7次医療計画、第7期介護保険事業(支援)計画 等を踏まえた地方公共団体の医療、介護、予防、生 活支援サービス等を支援
2020 年 KPI	〇2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸(2010 年比)(2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸)	
(成果目標)	〇2025 年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指す	

(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

(4)-(カ)-④ データヘルスと健康経営の一体的な推進

●現在の課題

- 〇急速な少子高齢化が進む我が国においては、生涯現役社会の実現に向けて、国民一人ひとりが生活の質(QOL)を高め、健康寿命を延ばすことがより一層重要となっている。また、地域住民の生活の質(QOL)の向上や健康経営等の取組による企業の活性化は、地方創生の本格展開にもつながる。
- 〇そのため、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、「新しい健康・医療・介護システム」を構築することにより、個々 人に最適な保健医療サービスの提供を推進していく。

●必要な対応

- 〇経営者が従業員の健康管理を経営的な視点から考え実践する「健康経営」の地域の企業への浸透を促進する。加えて、健康保険組合等によるデータヘルス[※]と事業主による健康経営とが連携(コラボヘルス)を図ることにより、加入者、従業員の健康増進に向けた取組の効果的・効率的な実施を促進する。また、予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。
 - ※ 医療保険者が、レセプト・特定健診等のデータを活用し、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に行う、加入者の健康の保持増進のための事業。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	○健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化○国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映	○健康経営銘柄及び健康経営優良法人認定等を通じて、健康経営の質の向上と更なる普及を図る○予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者努力支援制度の実施等を通じて、保険者に対するインセンティブを強化する
2020 年 KPI	〇2020 年までに健康寿命を 1 歳以上延伸(2010 年比)(2025 年までに健康寿命を 2 歳以上延伸)	
(成果目標)		

(キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

(4)-(キ)-① 温室効果ガスの排出を削減する地域づくりの推進

●現在の課題

- 〇パリ協定を踏まえ、世界全体での温室効果ガス排出削減が求められている中、国の地球温暖化対策計画においては、2030 年度に 2013 年度比 26%削減するという目標が掲げられ、特に、地方公共団体による取組と深く関係する家庭部門及び業務その他部門からのエネルギー起源二酸化炭素排出量については、2030 年度に 2013 年度比で約4割と大幅に削減することが求められている。
- 〇このため、同計画では、地方公共団体が率先して域内での温室効果ガス排出削減に取り組むとともに、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりを推進することが期待されている。
- 〇また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。)に基づき地方公共団体が策定することとされている地方公共団体実行計画に関して、2016 年の法改正により「都市機能の集約の促進」等が記載事項の一つとして明記され、同法に基づく地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)においても、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられた。
- 〇都市のコンパクト化は、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる歩いて暮らせるまちづくりや、移動時間短縮によるサービス産業の生産性向上等の地域経済活性化等、様々な観点から推進しており、こうした取組は温室効果ガスの排出削減にも資する。
- 〇他方で、都市機能の集約が温室効果ガス排出削減と関係することについては必ずしも広く認識されていないことから、地方公共団体において今後策定される上記地方公共団体実行計画に、都市機能の集約の促進、再生可能エネルギーの導入促進、公共交通機関の利用者の利便の増進等に関する対策・施策を盛り込み、温室効果ガス排出削減と地域の多様な課題の同時解決に向けた取組を促すことが重要である。

- 〇温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアル改訂・周知等を通じ、地域における温室効果ガスの排出削減と多様な課 題の解決を両立するような対策・施策の立案・実施を支援する。
- ○様々な観点からの都市のコンパクト化等を進め(「(4)-(ア)-C-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」を参照)、 こうした取組を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	 ○地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改訂・周知 ○再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進についての計画策定・設備導入に対する支援 ○都市機能の集約の促進と低炭素型都市・地域づくりの関係についての周知・啓発等 ○「都市のコンパクト化と周辺等のネットワークの形成」にかかる取組を推進((4)-(ア)-C-①を参照) 	周知 〇再生可能エネルギー導入、省エネルギー推進についての 計画策定・設備導入に対する支援 〇温室効果ガス排出削減と他の政策課題の解決を両立す
2020 年 KPI (成果目標)	〇温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施 〇「都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成」にかかる目標((4)-(ア)-C-①を参照)	

- (4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

(4)-(ク)-① 地方公共団体に対する普及促進活動の展開

●現在の課題

- 〇持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標であり、広く全国の自治体において積極的に推進することが重要である。
- OSDGs の達成に向けた取組の推進により、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域の活性化を図り、地方創生の一層の深化につなげていくために、今後普及啓発が必要である。

●必要な対応

- 〇地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた先進的な取組の紹介等による普及啓発を行い、国内外へ情報を発信し、SDGs の達成に向けて取り組む地方公共団体の裾野拡大を図る。
- 〇自治体 SDGs の達成につながる先導的な取組を国内外に普及展開及び参加した都市間の連携を実現する場として、国際フォーラムを開催する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇「環境未来都市」構想の推進を目的とした国際フォーラムを開催し、「地方創生と SDGs の取組」をテーマとすることで普及啓発を実施	
2020 年 KPI (成果目標)	〇都道府県及び市区町村における SDGs の達成に向けた取組の割合:30% (2017年10月13日時点の取組の割合(1%))	

- (4)時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進

(4)-(ク)-② 地方公共団体による SDGs 達成のためのモデル事例の形成

●現在の課題

〇地方創生の一層の促進を実現するために、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組を推進し、他の模範となるモデル的な先進事例の創出と普及展開が必要である。

●必要な対応

- 〇有識者等から構成される検討会を立ち上げ、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を 提案する都市・地域を選定する。
- OSDGs の理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な提案について、モデル事業として選定し資金的支援を行うととともに、有識者等から構成される検討会を立ち上げ、取組実施に向けた具体的な計画策定を支援する。
- 〇有識者等から構成される検討会を立ち上げ、各モデル事業の取組の達成状況を定期的にフォローアップし、各地方公共団体におけるガバナンスの確立を支援するために、指標等に基づいた総合的な評価手法を確立させ、定量的・定性的で簡易な評価システムを実現する。
- 〇地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組の裾野拡大を図るため、モデル事業を行う都市・地域に対して、SDGs の理解促進、普及啓発のための事業の展開を促し、資金的支援を行う。
- 〇選定された都市・地域については、地方創生に資する地方公共団体による SDGs の達成に向けた取組が一層円滑に進められるように、 関係府省庁による「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース (仮称)」を設け、
 - ・都市・地域の選定における基準作りへの参画
 - ・応募案件の書面評価、ヒアリングへの参画
 - ・選定された都市・地域の事業計画策定への支援
 - 計画策定時における関係府省庁の支援施策活用等の助言
 - ・取組状況のフォローアップの評価基準作りへの参画

など、各省を挙げて、横の連携を強化し、地方公共団体の取組を強力に支援する体制を構築する。

	2017 年度まで	2018 年度以降(2019 年度まで)
取組内容	〇「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」にて、地方 創生における自治体 SDGs 達成のための取組を推進する に当たっての基本的考え方や具体的な施策をとりまと めた	
2020 年 KPI (成果目標)	〇モデル事業において設定される各取組の進捗状況(KPI)	の達成割合